
◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ただいまから一般質問を行います。

2025年1月に2度目のアメリカ大統領に返り咲いたトランプ氏は、その就任演説の中で「米国がこれ以上付け込まれることを許さない」と宣言し、戦後の世界秩序の終えんを示唆いたしました。

そしてまた、ルビオ国務長官は、公聴会での発言の中で、国際主義と普遍主義を危険な妄想と断じ、自国の核心的利益を最優先とする国益至上主義への転換を宣言しております。

つまり米国は今、普遍的価値や国際協調を重視する外交から力と取引とを軸にした外交、言い換えるなら、平和の番人たるべく世界の警察的外交から現実主義的国益優先外交へと、その姿勢を変容させつつあります。

そもそもアメリカが主導して構築し維持してきた、国連を中心とする法による支配や自由貿易などを基本ルールとする世界秩序を脱してのトランプ大統領によるこのような外交姿勢は、様々な形で世界に影響を及ぼしており、今後はさらにその深刻さを増すのではなかろうかと、私は今、大きな心配を抱いております。

さて、これらの懸念を感じる中、今年2月28日、米国はイスラエルと共に、ついにイランへ

の軍事攻撃を開始しました。

なお、米国はその大義を、イランによる核兵器開発の阻止及び核合意交渉への再復帰を迫るための行動であるとし、力と取引とによる解決へとスタートを切ったのであります。

その結果、この攻撃は、世界のエネルギー価格の高騰やホルムズ海峡の封鎖に伴う莫大な経済損失、さらには中東全域での紛争の拡大などを生じさせ、極めて深刻な影響を全世界へ与え続けております。

例えばその一例として、国連によれば、アジア太平洋地域だけで47.5兆円もの経済的損失が出るとの試算を公表しておりますが、実は私も去る4月15日に、車の修理を発注したところ、ホルムズ海峡封鎖の影響で塗料やシンナーなどが入手できず、完成までには1か月以上を要すると言われ、まさかとは思いましたが、結果はそのとおりとなりました。

イラン戦争は私の車の修理にまで影響するのか、グローバル経済とはこのようなことなのかと改めて考えさせられたところであります。

そしてまた、米国を唯一の同盟国とし、原油の9割を中東に頼る我が国にとり、この戦争が及ぼす影響は、今後の展開次第では一層厳しい状況にもなりかねないと案ずるところでもあります。

もちろん、このことは一自治体の責任などによるものではありませんが、この問題が県民に及ぼす影響については、知事にあっては、その責任において、県民生活を守ることに万全を期してもらわねばなりません。

知事はこれら中東情勢の国際問題が今後どう動いていくと予測しておられるのか、そして、それは私ども県民の生活にどのような影響を与えることになるのか、この問題の対応に係る考

え方と併せ伺います。

そしてこの際、世界秩序が大きく変容しつつある中で、世界平和の維持に対する知事の思いについてもお尋ねしておきます。

以上で壇上の質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、国際問題についてであります。

世界では、ロシアによるウクライナ侵略や米国でのトランプ政権の発足など、自国第一主義の台頭により、自由貿易の根幹が揺るがされ、世界経済の不確実性がこれまでになく高まってきております。

また、県内を見ますと、長らく続く物価高に中東情勢が追い打ちをかけ、エネルギー価格の高騰や、原材料・資材の供給の不安定化・価格上昇により、県民生活や事業活動に様々な影響が出始めております。

グローバル化やデジタル技術の進展により、人・物・金の動きが国境を越えて活発になる中、先ほどは議員御自身の経験、具体例を御紹介いただきましたが、今や世界の動きが私たちの地域社会に直接影響を及ぼす時代であることを改めて認識し、対応していく必要があるものと考えております。

このため、先般、本県知事として、燃料油・石油関連製品の供給確保や、ガソリン等の緊急的激変緩和措置の継続、重点支援地方交付金の追加交付等を国へ要望するとともに、九州地方知事会におきましても、会長としての判断で、国への特別決議案に「中東情勢に伴う影響への対応」を急遽追加して提言するなど、地方のため、そして何より宮崎のために行動したところであります。

現在の世界経済の混乱は今後も継続し、県内への影響がますます深刻化する可能性があります。このため、私は、県民の暮らしや産業を守り抜くという強い決意の下、国に対しては、あらゆる機会や立場を利用し、必要な対策や財源確保を求めるとともに、県としても迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

次に、世界秩序についてであります。

戦後の世界は、国際協調と法の支配を基軸として平和が目指され、この積み重ねられた秩序が、経済の安定や人々の自由な活動を支えてきたものと認識しております。

一方で、激動する現在の国際情勢においては、大国主義的な姿勢が強まる中で、国家間の利害調整や課題解決の手段として、力と取引を軸とした外交手法が常態化しつつあると強い危惧を抱いております。

歴史が培ってきた協調の枠組みか、あるいは力による抑止か均衡か、世界秩序の在り方については、複雑な情勢下において様々な考え方もあろうかと受け止めております。

しかしながら、そうした中であっても、対話を前提とした公正な秩序の下で、誰もが脅かされることなく平穏に暮らせる状態を維持していくことが、世界平和を考える上で最も重要であると考えております。

私としては、平和の尊さを深く胸に刻みつつ、こうした世界情勢の大きな変化を注視しながら、県政を担う立場として、県民の皆様の命と暮らしを守るために全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 壇上質問に関連して、農業、水産業への影響と対応について伺います。

「農は国の基なり」とか「農は万業の大本なり」という言葉があります。これらは、古くは

中国唐の時代の皇帝の訓戒の書、「帝範」に由来する言葉であります。

そしてまた、我が国でも農政家として大変有名な二宮尊徳が提唱した報徳思想に説かれており、今日では、食料安全保障の言葉が表すように、その意義が国家の基本理念として広く再認識されてきております。

このような理念の下、本県では、昭和35年の防災営農計画を皮切りに、本県の気候に合わせて早期水稻や施設園芸、畜産を導入し、先人たちの努力により全国有数の食料基地にまで発展してきており、農業や水産業は、本県の基盤としてなくてはならない基幹産業となっております。

しかしながら、その農業や水産業が中東情勢により、今大きく揺らいでおります。中東情勢の緊迫化を背景に、農業や水産業で使用する燃油価格は既に高騰し、JAやJFをはじめとする農水産業の関係者によると、今後、ナフサを原料とするハウス用ビニール、マルチ、畜産用ラップ、漁網等の生産資材が20%から40%値上がりする見込みとのことであり、そしてまた、受注制限により今後の作付に必要な量の確保も不透明な状況だとも伺っております。

さらには、肥料や飼料等も値上げされる見込みだとされており、このような状況下では、事業継続を諦める生産者が増加し、本県の基幹産業の崩壊にもつながりかねないとの強い危機感を禁じ得ないのであります。

知事は、この極めて重大な局面をどのように認識しておられるのでありましょうか。現状を看過せず、生産現場の不安を払拭し、秋以降の作付や今後の生産活動を断念させないための実効性ある対策を即刻講じるべきであります。

農業や水産業への中東情勢による影響を踏ま

え、どのような覚悟を持ってこの事態に対応されるおつもりか、知事の思いのほどをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県における農業や水産業は、2次・3次産業の基盤となり、地域の経済と社会の根幹をなす基幹産業であります。

私は、農業や水産業を成長産業として、次代へと着実に継承していくことこそが、県勢の発展につながるものと確信しております。

現在、中東情勢の緊迫化に伴う燃油等の価格高騰は、農業や水産業の経営基盤を脅かす深刻な事態を招いております。

まずは、令和8年2月補正予算で措置した物価高騰対策事業の早期執行に努めるとともに、相談窓口の設置、資金繰り支援等を実施しているところであります。また、5月22日には、私が直接国に対策を要望してまいりました。

しかしながら、資材価格の高騰に加え、供給そのものの不透明感も増しております。生産者からは、秋以降の作付など、今後の営農や漁業経営の継続に対して、強い不安の声をお聞きしております。また、関係団体からは、さらなる支援について要請を受けたところであります。

こうした現場の切迫した状況を肌身で感じ、本県の基盤を左右する重大な局面にあるという危機感から、現在の物価高騰対策に加え、今後の中東リスクを踏まえた一層の対策強化の必要性を強く認識しております。

私は、本県の農業や水産業を何としても守り抜くという確固たる決意の下、9月定例会に向け、具体的な支援策を取りまとめ、たとえ県費を投入してでも必要な対応を行ってまいります。そのような覚悟であります。

引き続き、生産者が将来に希望を持ち、安心して経営を継続できるよう、しっかりと取り組

んでまいります。

○坂口博美議員 9月定例会に向けて、県費を投入してでも対応を行っていくと、強い決意を示してくださいましたし、大変ありがたいことだと思っております。

しかし、ただそれだけでは間に合わないのではないかと思うんです。現場は待ったなし、今すぐ取り組まなければならない状況にあります。

そのような中、去る6月5日、国において、中東情勢の不安定化に対し、万全の備えを取るための補正予算が成立いたしました。

このうち、予算額のほとんどを占める約3兆円が、柔軟に活用できる予備費として計上されております。9月定例会を待たずとも、知事が関わっておられる社会保障国民会議の場などを活用し、この補正予算の具体的な使途や配分などを早急に政府に求めていただきたいと思いますと思っております。

知事のさらなる努力に期待を込め、今申し上げました社会保障国民会議に関し伺ってまいります。

この会議は、国民の受益と負担に深く関わる給付付き税額控除や食料品の消費税率ゼロを含めた社会保障と税の一体改革について、国民にも見える形で検討を進めるためとして、第2次高市内閣により設置された超党派の会議体であります。

そして、これら改革の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点の検討が必要であるとして、国民会議の下に有識者会議を設けております。なお、この有識者会議は12名の構成員から成っており、その中に、地方代表の立場からとして河野知事が加わっております。

今後この場では、様々な立場からの意見が活

発になされるものと思われませんが、当然ながら、ここで得ることとなる協議結果は、いわゆる骨太方針への反映を経て、制度の閣議決定、そして法案提出へと流れていくことになろうかと思えます。

このように、この有識者会議は、私たちの日々の暮らしに直結する制度の内容に影響を与え得る極めて重要な場であり、ここでなされる協議内容には重かつ大なる関心を持っております。

ところで当該会議は、本年3月24日の初会合の中で、これからは1～2週間に1回のペースで会合を開き、今年の夏までに中間取りまとめを行うことなどを確認したようでありますが、これまでの協議内容にはどのようなものがあるのか、また、知事御自身が何を発言されているのか、さらにまた、この有識者会議に対してはどのように評価されているのかお聞かせ願います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の国民会議の下に、閣僚等から成る実務者会議と、それから学識経験者等から成る有識者会議、この2つが置かれまして、実務者会議においてまずは食料品消費税率ゼロについて議論を行い、有識者会議のほうで給付付き税額控除の論点整理を行う、そのような役割分担で現在議論を進めております。

御指摘のとおり、有識者会議は、今後の県民の暮らしにも直接影響します給付付き税額控除の制度設計等について議論する重要な場でありますことから、地方代表としてそこに参画することの重責を重く受け止めているところであります。

これまで有識者会議は、3月24日から5月19日にかけて計6回開催され、給付付き税額控除

につきまして、諸外国の制度とも比較しながら、政策目的や支援対象の在り方、給付を先行させることの是非、事務執行の在り方などを議論してまいりました。

私は、今後も人口減少が進む中で、社会保障制度や財政運営を持続可能なものとするためにも、給付付き税額控除の導入による抜本的な改革が必要であると考えております。

ただ、なぜこれまで導入が難しかったのかということを考えますと、所得や資産を把握する仕組みというものが十分整っていないということでありまして、そういうあるべき制度を実現するには、数年程度の時間を要するということがございます。

そのため、何よりもまず、地方代表として地方財政への十分な配慮が必要であるということをお願いするとともに、最終的にこのような理想的な制度を目指すんだという姿をしっかりとお見せしながら、第1回の会議で私が申し上げたんですが、小さく産んで大きく育てる、そういう発想でその理想型を丁寧に国民に説明するとともに、その先のロードマップも丁寧に説明して、国民の理解と協力を得た上で、制度の精緻化を図っていくべきであることなどを訴えてまいりました。

また、あわせて、重大なポイントとして、事務執行につきましても、過去の給付金の際に、県内市町村においても大きな事務負担が生じたという声も踏まえ、無理のない仕組みとすべきであるということをお願いしてまいりました。

私としましては、この有識者会議について、地方の意見にも十分配慮しながら論点整理が進められていると、そのような評価をしているところであります。その上で、今後の制度設計や

その執行段階において、地方からの意見をしっかりと反映させていくためにも、国と地方の間で協議や調整を行う場が必要だと考えておりまして、引き続き、国に対して丁寧な議論、そして対応を求めてまいります。

○坂口博美議員 大変複雑難解な場だなというのを改めて認識したんですが、地方の立場から、徹底してここでは物を申し込みたいと思います。

先日の報道ですけれども、政府・与党は、食料品の消費税減税をめぐり、来年4月から税率を1%に引き下げる案を検討しているとありました。物価高に苦しむ国民の負担軽減を図るという大義には大いに賛成であります。現在の議論の進め方を見ますと、「租税は、国民の総意の代表である国会が定めた法律によってのみ負担する」とした、いわゆる租税法律主義を形骸化させているのではないかと大変危惧いたしております。

地方消費税を含む消費税は、本県にとって貴重な財源であり、歳入の約3割を占める地方交付税の原資にも組み込まれておりますことから、仮に税率を1%へ引き下げるとなれば、大幅な減収は免れず、必然的に財政の健全性維持は極めて困難なものとなります。

社会保障関係費の増加や賃上げ、物価高への対応が求められる中、万が一このような事態に陥れば、人口減少対策や防災・減災対策、さらには、産業振興等の重要施策のみならず、教育や福祉など、県民生活に欠かすことのできない行政サービスの維持にも支障が生じるおそれがあります。

本県の地方消費税に係る歳入の現状と、仮に食品の消費税率が1%に引き下げられた場合の地方交付税を含めた影響について、総務部長に

お伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 初めに、地方消費税に係る歳入についてであります。

都道府県間の清算等を考慮した本県の実質的な地方消費税の歳入額は、令和8年度当初予算ベースで約313億円と見込んでおります。

次に、食料品の消費税が1%へ引き下げられた場合の本県への影響であります。

消費税と地方消費税の割合や本県のシェア等が現行どおりと仮定した場合、実質的な地方消費税は約41億円の減となる見込みであります。

さらに、制度上、この減収分を保障する地方交付税につきましても、原資となる消費税の減少に伴い、約67億円の減と試算されますが、臨時財政対策債による補填等の財政措置も考えられますことから、実際の影響は多角的に分析する必要があります。以上であります。

○坂口博美議員 今、答弁にありましたとおり、政府・与党が検討している食料品の消費税1%に引下げというのは、地方消費税や地方交付税といった地方固有の財源に大きな減収を招き、現在の社会保障制度の根幹をも揺るがすものであります。

知事は自らの姿勢として、全国知事会の地方税財政常任委員長として、国に対して、消費税減税が地方の行財政運営に与える影響を強く訴えてきたとされております。

その一方で、先ほど申し上げたように、社会保障国民会議の有識者会議のメンバーとして、国の社会保障と税の一体改革にも携わっておられますが、政府・与党は、代替財源のめどもない中、1%への引下げを検討しているとのことであり、有識者会議をはじめ、国民会議での議論そのものを軽んじているのではないかと懸念いたしております。

消費税減税が国民にとって耳当たりのよいものであることは理解いたしますが、このような場面に際してのあるべき姿は、是たるべくは是、非たるべくは非として、毅然たる態度を貫くことのみが責任ある政治家としての態度であると思います。

社会保障国民会議における地方の代表として、消費税減税に対して、これからどのような姿勢で臨まれるおつもりか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、地方消費税を含む消費税は、地域住民の命や暮らしを支える医療、介護、子供・子育て支援など、地方にとって大変貴重な財源であります。

仮に食料品の消費税率が1%に引き下げられた場合、先ほどの部長答弁のとおり、本県でも多額の財源が失われることとなり、社会保障サービスの質や量を維持することが困難になります。

また、税率の引下げは2年間に限ることが前提で議論されておりますが、海外の例を見ても、一度引き下げた消費税率を元に戻すことは容易ではないと考えております。

このため、急速な人口減少が進む中、社会保障制度を堅持し、安定的な行政サービスを持続可能なものとしていくためには、将来世代への負担を十分考慮し、代替となる安定的な恒久財源の確保を前提とした丁寧な議論が不可欠であります。そのことを強く求めてまいりました。

現在、国民会議では、先ほど申し上げました閣僚等を中心とした実務者会議のほうで、夏前の中間取りまとめに向けて議論が進められております。様々な業界団体、関係団体からのヒアリングが行われ、私も地方3団体が呼ばれたときに、全国知事会の代表ということで、今申し

上げました基本的な考え方について意見を申し上げてまいりました。ただいまの御指摘も踏まえ、今後開催される有識者会議においても、地方の切実な危機感を強く訴えてまいります。

あわせて、全国知事会の地方税財政常任委員長として、提言書の取りまとめや要望活動などを通じ、国に対し代替財源の確保を働きかけてまいります。

○坂口博美議員 税率をゼロではなくて1%とするとの案が政府内で有力になっているとの報道がなされたのが5月19日の有識者会議を過ぎてからでしたから、この報道を受けての当該会議における発言の機会は知事にはまだないわけでありすけれども、国民会議の中間取りまとめを前にしての今の時点で政府から1%説が出されたことに、私はいささかの疑問を感じております。

申し上げましたように、我が国は租税法律主義、具体的には、憲法第84条にて「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」とした法の定め、つまり議会のみが課税権を有するとした法理に忠実性を欠くのではないかの疑問であります。

そして、このことに関しての高市総理の説明にあった「0%は、レジや受発注システム上、困難を伴うため時間を要す」というのは、これは恣意的な条件と考えるべきであり、それゆえ1%にするとの考え方は、全く合理性に欠けたものだと思っております。

これらの考え方は、決して法の求めるところを満たすものではなくて、政府には税の重みそのものが分かっていないのではなかろうかとすら私は考えております。

もし知事も同様の思いをお持ちであるなら、

今回の有識者会議の場において、しっかりと苦言を呈されるべきだと考えます。

そしてまた、給付議論に続いて減税が論ぜられるのであるなら、その結果が地方財政に決してしわ寄せを及ぼさないことなども確認しなくてはなりません。

国民に見える形で検討を進めることを目的に設置された会議でもあることを念頭に置かれての御答弁を改めて伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、そもそも税は、憲法第84条の租税法律主義に基づき、国会での審議による民主的なコントロールを経た上で、法律において決定されるものであります。

今般の減税に関する議論は、将来世代を含めた国民の暮らしに大きな影響を及ぼし得ることから、国会での審議に加え、より一層、丁寧かつ慎重な議論を行い、国民の理解と協力を得る必要があると考えております。

このような観点から、国民会議は、税と社会保障の在り方について、国会での審議に先立ち、国民に開かれた形で丁寧に議論することで、国民への透明性を確保するための極めて重要な会議体であると、改めて、その重要性を実感しているところであります。

有識者会議ではこれまで、消費税減税というテーマに関しましては、実務者会議でこのようなヒアリングがなされ、こんな議論がなされたという報告があるだけで、具体的な議論までは及んでいないところであります。

今後、私は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、日本全体の将来を見据え、地方の税財源を守り抜くという毅然とした姿勢で、国民会議における議論を十分に尊重した上で結論を得ることや、地方の代替財源の確保を前提と

した丁寧な議論を行うべきことなどを強く訴えてまいります。

○坂口博美議員 ここが勝負の場だと思うんです。先ほど知事の答弁がありましたけれども、一旦下げた税を上げるというのは、消費税を創設したときに政府はひっくり返っていますよね。7%も上げるという作業は簡単じゃない。だから今しっかり担保しておかないといけないことがあると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、先ほど壇上で質問した世界秩序の話題に戻りますが、戦後の世界秩序が目的を果たせなくなってきたのであるなら、それを満足させる何らかのルールは不可欠であり、その答えが見えない限りトランプ流外交を両断することはできませんが、ただ、この問題以外でのトランプ大統領の発言がまるで日替わりメニューのように頻繁に変わり、その都度世界を混乱させていることについては甚だ遺憾に思え、そのような理由から、私はトランプ大統領にはどうしても満足感が得られません。特にパリ協定からの離脱など、環境問題に関する姿勢には大きな不満を抑え切れないのであります。

そのような感情をエネルギーとしつつ、以下、気候変動問題につき伺ってまいります。

さて、人口減少により、我が国では今のままだと全国で896の市区町村が消滅する可能性があるとして世界を動揺させたのは、元総務大臣の増田寛也氏でありましたが、合併などによるものを除けば、この間に人口減少によって消滅した自治体というのをいまだ私は知りません。

ところで、今日の急激な地球温暖化の進行は、例えば海面水位の上昇により、ツバルやキリバスあるいはマーシャル諸島など、国家そのものを世界地図から消滅させかねない可能性へ

の信憑性を一層高めてきております。

そしてまた、これは標高の低い島国の水没可能性ではなく、実際に起きたことでありますが、毎日新聞によれば、アルプス連山に存在する標高1,540メートルのスイスの山村、ブラッテン村は、昨年5月28日の午後、その村よりさらに高い場所にある山岳氷河群の中の 하나가崩壊し、一瞬にして村の約9割が土石流により消滅しております。

このような状況を思うとき、私は、人口減少による消滅可能性自治体などというよりも、むしろ地球温暖化の影響による自治体などの消滅可能性のほうが、その現実性ははるかに高いのではないかと考えております。

そのような思いから、まず、気候変動に関し、どのように受け止めておられるかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地球温暖化に伴う気候変動は、世界各地で海面水位の上昇や干ばつの増加、生物多様性の喪失を引き起こし、食料不足、健康リスクの増大など、多岐にわたって深刻な影響を及ぼしております。

国内におきましても、線状降水帯による局地的な大雨が増加するとともに、昨年8月には41.8度という観測史上最高となる気温が記録されるなど、近年の急激な気候変動は、予測を上回る速度で進行しております。県内においても、度重なる災害により、そのことを私どもも実感しているところであります。

持続可能な社会を次世代へ引き継ぐことは、現役世代の我々に課せられた重大な責務であります。この急激な気候変動により、今後、長年にわたり、県民の安全・安心な暮らしや本県産業を脅かす重大な局面にあることに、私も強い危機感を抱いております。

○坂口博美議員 今お答えいただきましたように、今、地球温暖化に伴う気候変動というのは、私たちの想像をはるかに上回るスピードで進行しております。そして、その影響も、もはや遠い未来の出来事ではなく、今まさに私たちの目の前に突きつけられた現実となっております。

本県においても、夏季の記録的な猛暑はもとより、線状降水帯による激甚化する集中豪雨、そして大型化する台風など、自然の猛威はかつてないものとなっております。本県の基幹産業である農業や水産業を取り巻く環境は、まさに存立の危機とも言える厳しさに直面いたしております。

食料供給基地としての誇りを持ち、この未曾有の危機を県としてどのように乗り越え、いかにして次世代へと確実に引き継いでいくのか、これは今、本県が取り組むべき最重要課題の一つであると確信しております。

この急激な気候変動が本県の農業や水産業に及ぼす影響についての考え方を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地球温暖化に伴う急激な気候変動は、本県の農業や水産業に具体的な影響として現れているものと認識しております。

農業分野では、昨年の記録的な高温により、ヒノヒカリの一等米比率が過去最低の7.4%となり、畜産分野では、乳用牛1頭当たりの年間乳量が、令和3年度の8.6トンに対して昨年度は7.7トンと、約10%の低下が見られております。また、水産分野では、ちりめんの原料となるイワシシラスを漁獲する船引き網において、昨年の漁獲量が50年間で最低になるなど、厳しい現状を確認しております。

気候変動は既に生産現場に目に見える形で影響を及ぼしており、産地の維持自体が脅かされる状況を招きかねないと考えております。

○坂口博美議員 米の品質とか量だけでなく、種もみの発芽率にまで影響してきましたよね。だから深刻かなと思っております。

こういった記録的な高温による米の品質低下など、農水産業の深刻な現状を伺えば伺うほど、このままでは宮崎の農業そのものが維持できなくなるのではないかという強い危機感を禁じ得ません。

今、生産現場で起きているのは、単なる気候の変化ではありません。このまま手をこまねていれば、将来、宮崎が誇るブランド農産物が育てられなくなる。すなわち、産地消滅の危機に直面するのだと私は認識しております。

確かに、多額の資金を投じて環境を完全にコントロールできれば、安定生産は可能かもしれませんが、しかし現実には、多くの生産者にとって、採算を度外視したような設備投資は現実的ではありません。

設備に頼れる一部の経営体だけが生き残るのではなくて、今まさに宮崎で踏ん張っている普通の農家、そして産地を守るためには、これまでの延長ではない、気候変動に適応した新たな農業の構築を直ちにスタートさせていく必要があります。

本県の農家がこれからも宮崎の地で希望を持って農業を続けられるよう、急激な気候変動に対して県はどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 急激に進行する気候変動に対応するためには、直ちに実施できる当面の対策により、可能な限りの影響緩和を図りつつ、新品種育成などの抜本的な対策と

両輪で取り組むことが必要であると考えております。

具体的には、当面の対策として、一部品目で導入されている施設園芸ハウスのヒートポンプ冷房や遮熱資材の各種品目への応用、開発した高温耐性品種の迅速な普及を推進します。

また、抜本的な対策として、高温下でも品質低下が少ないなど、遺伝的特徴を確実に識別できるDNAマーカーを利用した効率的な育種等の技術導入を加速します。

加えて、一層の温暖化にも対応できる作物の選定も進め、さらなる気候変動対策に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ありがとうございます。今はDNAマーカーも相当データ蓄積が進んでいるでしょうから、様々なことに対応できるのかなとは思いますが、ぜひ取り組んでいただきたい。

こういった即効性のある対策あるいは技術を駆使した、将来を見据えた研究開発の重要性については、私も部長同様、強く認識しているところであります。

ですがしかし、気候変動のスピードというのは、私たちの想定をさらに上回る勢いで加速しております。これまでの育種技術の改良や現状の延長線上の対策だけで、この産地消滅の危機に打ちかつことができるのか、私はさらなる革新的なアプローチが必要ではないかと考えております。

その手法の一つとして、以前、私が提案いたしましたエピジェネティック変異の活用というのが挙げられます。この技術は、遺伝子を操作することなくストレス耐性を高められる画期的な品種開発の手法であります。現在、総合農業試験場においても取組が進められておると

伺っております。

エピジェネティック変異を活用した総合農業試験場での取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） エピジェネティック変異の活用は、従来の交配と選抜による育種に比べて、品種改良期間の短縮が期待される技術であり、本技術により、農作物に病害抵抗性等を従来より効率的に付与する研究成果が報告されております。

総合農業試験場では、令和8年4月、本技術に先駆的に取り組んでいる三重大と共同研究契約を締結し、本県で育成したWCS用稲「ミナミユタカ」のいもち病抵抗性の強化にこの技術を活用した試験研究を開始しております。

今後とも、大学や国等との連携を深め、新技術を導入することで、急激に進行する気候変動に対応できる品種育成に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 かなりのスピード感を持ってこれに取り組まないと、競争に負けてしまうかなと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、続けて、フードアクセスに関し伺います。

これまで議論してきたとおり、地球温暖化に伴う異常気象が世界各地で頻発し、我が国の農業生産にも深刻な影響を及ぼしております。加えて、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰など、昨今の国際情勢の不安定化等を踏まえると、食料の多くを海外に依存する我が国にとって、食料安全保障の確保というのは喫緊の課題であります。

こうした厳しい情勢下においても、食料生産を維持し、全ての人々に食料をしっかりと届けるフードアクセスの確保は、極めて重要な課題

であります。

食料供給基地として重要な役割を担う本県がフードアクセスの確保にどのように対応していくのか、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、全国第7位の農業産出額を誇る食料供給基地として、気候変動の中でも安定的に食料を生産し、様々な流通を経て、消費者まで責任を持って届けるフードアクセスを確保する責務があるものと考えております。

このため県では、本年から現地栽培が始まります暑さに強い米「ひなた舞」など、気候変動に対応できる品種の育成を加速させるとともに、担い手が減少する中にあっても、農地の集約・区画拡大による生産基盤の強化や、施設園芸におけるデジタル技術の導入、さらには、大規模ハウス団地の整備の推進など、本県農業の生産力を一層高めてまいります。

さらに、選果場等の共同利用施設の集約・機能強化や物流のモダルシフトを推進し、食料の安定的な輸送体制を確保するとともに、中山間地域等における食料アクセスの維持に向けて、移動スーパー等の物流ネットワークづくりにも取り組んでまいります。

県としましては、県民、そして国民の皆様が将来にわたって、本県の安全でおいしい農産物をいつでも安心して食べられるという当たり前の日常を守るため、しっかり取り組んでまいります。

○坂口博美議員 今の答弁にありましたように、共同利用施設の集約・機能強化など、食料の安定供給という観点において、また卸売市場も同様な重要性を持つ施設かなと思います。

本県では、県民へ食料を供給する上で、宮崎市中心卸売市場の果たす役割には大変大きいも

のがあると考えますが、南海トラフ地震による津波被害等のリスクを考慮すると、災害時にその役割を果たせるのかが疑問であります。

宮崎市中心卸売市場の開設者は宮崎市だと思いますが、地震・津波等の大規模災害発生時における宮崎市中心卸売市場の事業継続計画、いわゆるBCPについて、県の認識を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 卸売市場のBCPについては、卸売市場法に基づく基本方針において、開設者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、BCPの策定に努めることとされております。

宮崎市中心卸売市場については、開設者である宮崎市が宮崎市業務継続計画を定め、災害が発生した際には、3時間以内に施設の被害状況調査及び応急措置を講じるほか、3日目までには、必要に応じて全国中央卸売市場協会とも連携し、生鮮食料品の調達業務を継続するものとされております。

県としましては、万一の災害時にも卸売市場が業務を継続できるよう、平時から宮崎市と計画の実効性について意見交換してまいります。

○坂口博美議員 本県では、令和6年8月に発生しました日向灘地震において、日南市で震度6弱を観測し、全国で初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、数十年から百数十年に一回程度発生する比較的規模の大きなレベル1津波や、おおむね千年に一回程度発生する最大クラスのレベル2津波に対する平常時からの備えの重要性を改めて強く認識したところであります。

また、今年2月に見直しが公表された、本県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定では、死者数が約1万1,000人、住宅被害――

これは全壊ですけれども——が約8万2,000棟と、大変甚大な結果を想定しております。

切迫する南海トラフ地震による津波被害に対して、県民の生命・財産、暮らしを守るためには、災害の発生を想定し、人的・経済的被害を軽減するために、事前の備えや対策を講じる事前防災の取組を進めていくことが大変重要であると考えます。

津波対策におけるハード面での事前防災の取組について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 津波対策におけるハード面の事前防災につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議で取りまとめられた「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する比較的規模の大きなレベル1津波に対する施設整備を行っております。

具体的には、河川事業では、宮崎市の加江田川における堤防のかさ上げや新別府川における樋門の自動閉鎖化、海岸事業では、護岸のかさ上げや防潮堤の整備、宮崎港など県内3つの重要港湾では、レベル1を超える津波に対して、粘り強い構造とする防波堤の補強工事など、事前防災対策としてのハード整備に取り組んでいるところであります。

○坂口博美議員 知事は2月議会で、次期5期目に向けた3つの挑戦を掲げられ、その中の1つである未来に向けた社会基盤のレベルアップを実現するため、自然災害から県民の暮らしを守る県土強靱化に向けて、集中的かつ計画的に整備を進めていく旨、答弁されております。

そしてまた、先月末の御自身の県政報告会では、今後4年間で南海トラフ地震による津波被害等から県民の命を守るための投資をしっかりと

行う旨の発言もなさっております。

南海トラフ巨大地震の津波被害となれば、その被害は極めて甚大になることが想定され、特に宮崎市では、先ほども伺いました食の安定供給を担う中央卸売市場や、地域災害拠点病院である宮崎善仁会病院など、重要な施設が沿岸部に集積しており、これら重要施設あるいは周辺道路などが被災すれば、県民生活に深刻な影響が出ることは明白であります。

改めて申し上げますが、災害時でも県民が食べ物を確保できること、医師が患者に対し必要な措置ができることなど、いかなる状況下でも県民の生活を支え抜くことこそがおのおのの最終責任であり、BCPはそのための手段にすぎません。

例えば、宮崎市のBCPにおいては、全国中央卸売市場協会との連携——これは先ほど部長答弁にもありました——などによっても品物の確保に努めるなどを内容としておりますが、これもアクセスができなければ無意味であります。これを可能とするには、施設管理者によるソフト対策と津波防御施設等のハード対策を柔軟に組み合わせ、仏作って魂入れずという状況をつくり出さないようにすることが不可欠であります。

そのためには、県において一ツ葉有料道路のかさ上げを行い、防潮堤の機能を持たせる手法が極めて有効であると考えております。被災してから造り直すより、今、予算をかけてでも強化したほうが、結果的には財政を圧迫せずにも有効な対策を取れると思います。そして何よりも、今やっておくことで、万が一の際には守れる命が数多くあり、捨てずに済む命を数多く助けられることになるのは明らかであります。

災害時に拠点となるような施設が集積するエ

リアについては、レベル2津波に対する整備を行うなど、県土強靱化を一層加速すべきだと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ巨大地震による津波は、社会インフラに甚大な被害をもたらすことが想定されております。市場や病院といった産業・経済や、救助・救援のための拠点となる施設が被災すれば、県民生活に深刻な影響を及ぼすことは避けられません。

宮崎市の沿岸部を南北に走る一ツ葉有料道路のかさ上げは、東日本大震災で盛土構造の道路が防潮堤の機能を発揮したように、浸水被害の軽減や避難時間の確保につながる有効な手段であります。このような災害時に拠点となる施設が存在するエリアでは、レベル2津波に対してもハード対策を講じていくことが、事前防災の観点からも極めて重要であると認識しております。

私は、口蹄疫やコロナへの対応、さらには幾つもの自然災害への対応を経験する中で、県民の命を守ること、そして暮らしや経済の安定を図ることは、知事に課せられた最大の責務であるとの認識を強くしております。

県土強靱化を一層加速するためには、予算確保など様々な課題がありますが、県民の命を守り、経済活動を支える未来への投資と位置づけ、全国知事会の地方税財政常任委員長でありますとか国土強靱化推進会議の地方行政代表委員としての立場、さらには、これまで築いてきた人脈も最大限活用しながら、私が必ず実現するという強い決意の下で、社会基盤のレベルアップに全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしくお願いします。

質問は以上なんですけれども、私は先ほどの質問の中で、「農は国の基である」といったよ

うな言葉を紹介しました。これは実際は太宗が言った言葉なんですけれども、古くは唐の時代と言いましたが、唐の時代よりも600年かそれ余り前になるのでしょうか、春秋時代、このときに既に管仲が、農とか基という言葉は使っていないんですが、「倉廩実ちて礼節を知り、衣食足りて榮辱を知る」という言葉を言っております。

つまり、倉の中がいっぱいになって初めて人は礼節をちゃんと守れるんだということ、衣食が満たされて初めて人は榮辱——やるべきこと、誇り、それとやってはならないこと、恥、こういったものを知るんだということを、紀元前500～600年ぐらい前に、その時代から言われているんです。

それがずっと今でもあって、近代日本では、例えば「農は国の基なり」「農榮えて国よく治まり、食足りて人は平和なり」といったようなたくさんの言葉をいろんなリーダーたちが残しています。

ですから、知事も当然、今の答弁とかこれまでの姿勢を見ていると、農がいかに大切か、宮崎では特に守らなければいけない産業だということは、よくよく承知され、取り組んでおられる。

そこを考えてのお願いなんですけれども、宮崎の農業は俺が守らずして誰が守ると、おいらなくして誰がやるという強い決意、理念、信念といったものを持って、ぜひ宮崎農業をさらにさらに発展させて、これから先も全国に責任を持つ供給県としての役割というのをしっかり果たしていただくことを心から求めまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。（拍手）

○外山 衛議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問を進めてまいります。

4期16年目に入った河野県政ですが、本県の財政が脆弱な状況で、財源の確保、予算のやり取り等、財政の健全性を保ちながら、これまで、県土強靱化をはじめとする県民の生命と財産、生活を守る政策や、スポーツランドみやざきの構築、インフラ整備など本県が成長するための政策等着実に進められてきたことは、大きな評価に値すると思います。

しかし今、我が国は、長期化する円安での物価上昇に加え、中東情勢の緊迫化でホルムズ海峡の事実上の封鎖状態が続く中、石油化学製品（化学繊維、塗料、接着剤）等の基礎原料であるナフサの供給不安が高まる状況、いわゆるナフサショックで、建築、医療、食品包装、自動車部品、日用品など幅広い製品に影響を及ぼし、全国的に経済と国民生活に影響が広がっています。

解決の要となるホルムズ海峡の開放についても、トランプ大統領の発言とイランの態度が二転三転して先が見えない状況で、この状況が続けば多くの業種で死活問題につながりかねず、私自身にも事業者の方々からせっぱ詰まった切実な声が寄せられています。大変な問題だと思います。

また、事業者においては、なかなかうまくいかない価格転嫁の中、働き方改革や賃金の引上げ等、本当に厳しい状況にあると感じています。

先ほど坂口議員からも、不安定な世界情勢がもたらす国際問題について質問がなされました

が、中東情勢に伴う県内への影響をどう認識し、現在どのような対策に取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

また先日、国の補正予算が成立し、重点支援地方交付金が配分されることになりましたが、これまで国に対してどのような働きかけを行ってきたのか知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

まず、中東情勢についてであります。

本県においても、燃料や原材料等の供給の不安定化や価格上昇に伴い、製造業をはじめ、建設業、農林水産業など、幅広い分野の影響が顕在化しております。

さらに、今後、事態の長期化により、食料品や日用品についても一段と物価高が進むことが懸念され、県内経済や県民生活に深刻な影響が及びかねないものと、非常に強い危機感を抱いております。

これまでも、関係団体へのヒアリングによる県内の影響や国の動きなどについて、情報共有に努めてまいりましたが、情勢が厳しさを増す中、先月には、各部局長で構成する情報連絡会議を新たに設置し、事態が急速に動くことも視野に入れ、緊張感を持って対応に当たるよう指示したところであります。

このような体制の下、現在、2月補正予算等において計上しました総額約181億円の物価高対策関係事業の早期の執行に努めておるところであります。

また、事業者向け相談窓口の設置や融資対応、ホームページ等による支援策の周知など、県として現状取り得る対策に全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

なお、先日、国の補正予算で措置されました重点支援地方交付金に関し、国と歩調を合わせたエネルギー支援等につきましても、今議会への追加提案も含め、早急に対応を検討するとともに、他の分野についても、引き続き県内への影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な事業を構築してまいります。

次に、国への働きかけについてであります。

本年2月末にホルムズ海峡が事実上封鎖されて以降、中東情勢は不透明さを増す一方であります。私は当初から、事態の長期化と県民生活への影響を懸念していたところであります。

このため、3月には、来県された自由民主党の小林政務調査会長に対し、さらには、5月の国への「みやぎの提案・要望」活動においては、自由民主党の鈴木幹事長や関係省庁に対し、燃料油・石油関連製品の供給確保や目詰まりの解消、交付金の追加交付などの措置を講じるよう、直接要望を行ったところであります。

また、九州地方知事会長としても、「中東情勢に伴う影響への対応」を特別決議に追加しております。

さらに、全国知事会においても要望を行っておりますが、地方税財政常任委員長の立場からも、その要望項目の中に財源の確保等を盛り込んだところであります。こうした地方の声を届ける活動というものが、今般の国の補正予算の動きにもつながったものと考えております。

県民生活や経済活動を守っていくことは、知事として最大の使命でありますことから、引き続き、国に対して必要な対策を強く求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 この中東情勢は本当に長期化が予想されますので、答弁にありました各部局

長で構成する情報連絡会議を中心に、国の動向や本県への影響をしっかりと把握、見極めて対応していただくよう要望します。

また、今回成立した国の令和8年度補正予算では、中東情勢のリスクを最小化するとともに、地域の実情に応じた支援を行うため、重点支援地方交付金として1,000億円が追加されております。そのうち、本県への配分は約8.5億円と伺っておりますので、適宜追加対応できるようお願いいたします。

また、中東情勢が長期化するにつれて、今後、本県経済において様々な面で影響が出てくるのが懸念されますので、これからも国に対して重ねて要望活動を行っていただくようお願いいたします。

冒頭に申しましたように、中東情勢の大きな問題は、ナフサの供給不足に不安が広がり、幅広い製品の値上がりや供給不足が連鎖的に起きている経済ショック、いわゆるナフサショックです。調べたところ、我が国は、ナフサ供給の約4割を中東から輸入しており、今の中東情勢、ホルムズ海峡の混乱の影響を受けやすい状況にあります。

高市政権は、輸入済みナフサや国内精製分、中間製品在庫を含め、当初は少なくとも4か月分を確保していると説明し、その後、中東以外からの調達拡大や備蓄原油の活用により、ナフサ由来の化学製品は年度を越えて供給可能との見通しを示しましたが、総量が確保されていても、先行きの不安による企業の在庫積み増しや流通段階での偏在が生じれば、必要な企業や現場に原料や資材等が行き渡らない、流通の目詰まりが生じるわけです。

国では目詰まり解消に全力を注ぐとしておりますが、一方で、原材料が行き渡らないといっ

た声があるのも事実です。県でもこのような声をしっかりと聞いていただく必要があるかと思っています。

今議会の冒頭、知事の提案説明にありましたように、本県では、中東情勢の緊迫化に伴う中小企業からの経営・金融相談に対応するため、米国の追加関税措置等に加えて、中東情勢の緊迫化に関する相談にも対応する中小企業特別相談窓口を3月19日から設置していますが、相談窓口ではどのような相談が寄せられているのか、また、それを受けて県はどのような支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県や商工会などの商工団体等に設置した相談窓口には、資材の仕入価格高騰や調達困難に関するもののほか、資金繰り支援や補助金活用を求めるものなど、受付を開始した3月19日から5月末までに89件の相談が寄せられております。

このため県では、中小企業融資制度の対象に中東情勢緊迫化の影響を受ける事業者を追加し、円滑な資金繰りを支援しております。

また、2月補正予算で計上した物価高対策については、事業者の生産性向上等を支援する県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業などの早期執行を図っており、これらの取組を金融機関や商工団体等と連携して周知しております。

今後とも、社会情勢の変化やその影響を的確に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 住宅業界では、ウッドショックを超える未曾有の危機を感じているのをはじめ、ほかにもコロナのときよりもつらさを感じている業種の方もいるようですので、この窓口相談自体の周知と、相談に対応できる制度、事

業の周知徹底を要望します。

次に、内水面漁業の振興について質問します。

県内には、各河川38の内水面漁業協同組合で組織しています宮崎県内水面漁業協同組合連合会がありますが、日頃から、水産資源の維持・増殖管理、河川の環境保全等の推進に取り組んでいます。

県におきましても、様々な御支援、御配慮をいただいておりますが、近年の内水面の状況は、災害級の大雨や台風の大型化、線状降水帯の多発などに伴う山崩れにより、大量の土砂が河川に流入・堆積することで、洪水の危険性が高まるとともに、水産資源及び生態系への影響も懸念されています。

河川に堆積した土砂を掘削する工事においては、生態系への配慮が必要と考えますが、県ではどのような考えの下、取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 近年の激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、県では、国土強靱化予算等を活用し、重点的に河川の掘削工事を実施しているところであります。

河川は、多種多様な自然環境を有していることから、工事を行う際には、生態系を含めた河川環境への影響をできる限り少なくする工夫や配慮が重要と考えております。

このため、工事関係者を対象とした多自然川づくりに関する研修会の開催や、生物の生息環境等に配慮した施工について学識経験者から助言をいただく「川づくりアドバイザー制度」の活用などを通して、生態系などに配慮した工事に取り組んでいるところです。

県といたしましては、引き続き、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

○野崎幸士議員 川づくりアドバイザー制度とありました。被災後の復旧工事では、一連区間の河川整備に大規模かつ迅速な対応が求められることから、事業者は多自然川づくりを推進するための河川の生態系等を調査・検討する時間が限られるため、多自然川づくりに関して広範な知識を持つアドバイザーから、事業者の要請に対して助言を行う制度です。

このような制度をしっかりと推進しながら、その河川が本来有していた良好な河川環境の保全や、自然景観の保全・創出に配慮した事業を行っていただくよう要望します。

さて、本県の多くの河川には古くからダムが建設され、治水をはじめ電力の供給等に貢献しています。

近年、気候変動による異常気象の激甚化・頻発化により、河川への影響が大きくなっており、耳川では九州電力がダム改造を行い、ダム通砂が行われています。

一部では、土砂の堆積により、アユ、ウナギなどの魚類の生息場所に影響が出ているとの声を聞いておりますが、県では、耳川のダム通砂の影響をどう評価し、土砂堆積に関してどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 耳川では、九州電力において、治水や利水、河川環境の改善を図ることを目的として、大規模な出水時に、ダムへの流入土砂を下流に流すダム通砂運用を実施しております。

県や九州電力などでは、通砂後の耳川の状況を調査しており、学識経験者や地域住民等で構成される委員会がその結果を基に、通砂の影響や効果を評価しております。

昨年の委員会では、ダム下流域の治水安全度

は維持傾向にあると確認され、環境面におきましては、一部で土砂移動による瀬やふちの形成が見られるなど、河川環境の再生が確認されております。

しかしながら、局所的に土砂が堆積し、治水安全度の低下が懸念される場合には、掘削等に取り組むこととしております。

○野崎幸士議員 調べたところ、九州電力におけるダム通砂実施結果の評価の流れは、京都大学、九州大学、ダム技術センター、県、国土交通省等で構成する耳川水系ダム通砂技術検討委員会で評価し、環境面においては専門性が高いので、京都大学、九州大学、熊本大学、電力中央研究所、県で構成する河川生態環境ワーキンググループで別途議論し、その結果を地域住民、関係者で構成する耳川水系総合土砂管理評価・改善委員会に提示していただいて、説明、議論し、評価していただくことになっております。

その評価で治水安全度が懸念されない結果でも、広大な耳川水系ですから、場所によっては土砂が堆積している箇所があるかもしれませんので、内水面関係者をはじめ、地域住民からの情報、御意見に真摯に対応していただくことを要望いたします。

ここからは、生態系は、山、川、海の一体的なつながりで保全されているという観点から質問を進めてまいります。

県では、森林の多面的機能を確保しつつ森林資源を循環利用し、適切な森林整備が推進されていますが、森林伐採時に重機等による搬出の際につくられる搬出路によって、一時的にはありますが山肌がむき出しになり、大雨の際には河川に濁水が流出することもあるようです。

森林の伐採時における河川への濁水流出防止

に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県では、森林の不適切な伐採や搬出作業による濁水の流出等を防止するため、林地の保全に配慮した伐採・搬出作業や適正な搬出路の開設方法などをまとめたガイドラインを作成しております。

このガイドラインにつきましては、伐採事業者に対して、リーフレットの配布や研修会の開催によって周知を図るとともに、市町村や森林組合等と連携し、伐採届の受付時や伐採現場パトロールなどの機会を通じて、その遵守を指導しております。

また、河川等への濁水流出が懸念される伐採跡地につきましては、梅雨時期の前などに市町村等と連携して調査を行い、伐採事業者に対し必要な対策を講じるよう指導しております。

○野崎幸士議員 作成しているガイドラインの内容での作業の遵守や、さらなるパトロールでの監視の強化等を要望いたします。

次に、水と緑の森林づくり税や森林環境譲与税を内水面の生態系保全活動に活用できないか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 水と緑の森林づくり税は、県と県民が協働して実施する森林（もり）づくりやその機運醸成につながる取組に充てており、森林ボランティア団体等による植樹活動や、地域や学校での森林環境教育のほか、台風等により堆積した流木の撤去などに活用しております。

また、県に譲与されます森林環境譲与税は、森林整備を実施する市町村の支援等に充てることとされており、みやざき森林経営管理支援センターの運営や、みやざき林業大学校での新規就業者の育成などに活用しております。

このような活用状況にありますことから、議員御提案の内水面の生態系保全活動につきましては、どちらも活用対象とはしておりません。

○野崎幸士議員 税にはもちろん目的があることは承知していますので、内水面の生態系保全活動に活用できないことは理解しました。

森林の保全が河川の保全につながることを鑑みれば、間接的にこの2つの税が河川環境の保全にも活用されていると思いますので、よりよい森林整備の推進を要望します。

さて、県内の河川には、水田などへの農業用水の取水や、流量や水位を調整するために、河川を横断する施設、頭首工が多く存在します。

しかし、その頭首工の中には古くに造られたものもあり、今や田畑が住宅地などになり、受益地、受益者がなくなっていたり、管理者が不明であったり、放置された状態にあるものも見受けられ、その中には、魚道が設置されていなかったり、設置はされてあるが、その機能を果たしていなかったりする頭首工も存在します。

10年前の平成28年2月定例議会でこの件に関して質問していますが、当時は、県内1,235か所の頭首工のうち、宅地化などで受益地がなくなり、現在利用されていない頭首工が85か所、また、魚道が設置されていない頭首工が1,112か所あるとの答弁をいただいております。

県内の頭首工のうち、利用されていない頭首工と魚道が設置されていない頭首工の数について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 河川等から農業用水などを用水路へ引き入れるための頭首工につきましては、県が把握しているものが御質問と同数の1,235か所あり、このうち、農業に利用されていない頭首工は85か所、また、魚道が設置されていない頭首工は1,111か所となっ

ております。

なお、魚道が設置されていない頭首工のうち、194か所については、可動式となっており、魚道設置に近い効果があるものと考えております。

また、河川との高低差が低い頭首工は54か所、堰板により取水する頭首工が327か所あり、これらの比較的小規模な頭首工については、魚の遡上に一定の効果があるものと考えております。

○野崎幸士議員 河川に生息する魚には、生涯、河川の上流と下流、海を行き来する回遊魚がいます。河川にダムなど特に魚道のないものは、回遊する魚には大変な障害となり、遡上が妨げられ、その河川からは回遊する魚が減少していきます。

そのため、県内各内水面の方々は、毎年アユやウナギ等の放流を行い、資源確保に努めているわけですが、頭首工への魚道設置の必要性に対する所見と対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 頭首工の魚道設置につきましては、河川における魚の遡上に効果があるなど、生態系への配慮の観点から有効な対策であると認識しております。

一方、魚道の整備には、地元の費用負担が必要であることから、施設管理者等の同意が得られた箇所について、頭首工の改修に併せた一体的整備を行うこととしております。

なお、議員から前回御質問のありました平成28年度以降で申し上げますと、新たな魚道設置が1か所、魚道が設置されているものの機能が十分発揮されておらず、改修を行ったものが4か所ございます。

今後も、河川の生態系に配慮した方策につい

て、地元市町村や施設管理者等とも意見交換を行いながら、対応を検討してまいります。

○野崎幸士議員 魚道設置には大きな予算と地元負担が必要なのは十分理解していますが、治水や取水のために設置された頭首工などは、もともとあった河川の状態を阻外しない、近いものであるべきだと思いますので、少しずつでも、1か所ずつでも、本来の河川環境に近い改修等を進めていただくことを要望します。

また、特定外来生物に指定されているコウライオヤニラミが、2017年に大淀川流域の一支流で確認され、その後の調査で、2024年現在、都城市の大淀川流域にて多数確認され、先日、清武川水域でも確認され、その生息域拡大が懸念されますので、しっかりとした対応を要望いたします。

次に、匿名・流動型犯罪について質問します。

先日、栃木県上三川町で起きた強盗殺人事件で、住宅に複数人が押し入り、住人の69歳の女性が殺害されました。

警察は事件が匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる匿流による犯罪と見て捜査していますが、その実行役の募集方法が巧妙化しており、本事件で逮捕された実行役と見られる4人は、いずれも16歳の少年で、かつて同じ高校に通っていたという高校生Aと高校生B、そして高校生Bと知人関係と見られる高校生C、この3人は神奈川県相模原市に住んでおり、一方、高校生Dは川崎市に住んでいて、4人の中には事件当日が初対面だった少年もいたようです。

また、逮捕された指示役と見られる20代の夫婦の上の立場で関与したとされる48歳の男を国際手配し、現在捜査を行っていますが、警察における匿名・流動型犯罪グループに対する対策

について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 匿名・流動型犯罪グループは、SNS等を利用して実行役を募集し、強盗殺人などの凶悪犯罪を敢行しており、大変大きな問題であると認識しております。

とりわけ御指摘いただきました栃木県の強盗殺人事件のように、少年が実行犯となるケースもあり、極めて憂慮すべき状況であると認識しております。

本県警察では、関係都道府県警察との連携の下、情報の収集・分析を強化するとともに、例えば押収したスマートフォン等の解析や通信、資金の流れの解明を進め、首謀者や指示役を含めた組織の実態解明と戦略的な検挙対策を推進してまいります。

○野崎幸士議員 匿名・流動型犯罪グループの事件を見ると、中核的な人物は自らに捜査が及ばないように、秘匿性の高い通信アプリを用いて実行犯への指示をするなど、中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSや求人サイトなどを通じて募集され、検挙されてもその都度新たなメンバーを入れ替えながら犯罪を繰り返すなど、極めて全容解明が難しいとされています。

警察の懸命な捜査、また未然防止につながる対策等、全国の警察を挙げて行っていることは、心から敬意を表します。

引き続き、このような少年を巻き込み社会を不安にさせる犯罪に対しての調査・研究に力を入れていただくことを要望します。

先ほど申したように、上三川町で起きた強盗殺人事件の実行犯は、いずれも16歳の少年でした。このように若年者が大きな事件の実行役、犯人になることは、この類いの事件の流れを見

る限り、本県でも大いにあり得ると懸念します。

学校では、匿名・流動型犯罪に巻き込まれないための未然防止の取組について、どのような指導を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒によるSNSを介した事件が全国で発生している状況を踏まえ、本県では、通常の授業の中で情報リテラシー教育の強化を図っております。

具体的には、全公立学校に学習資料として毎月配布している「みやざきの子どもを支える問題解決啓発リーフレット」の中で、匿名・流動型犯罪についても、闇バイトと併せ、取り上げております。

また、教育委員会が派遣するITアドバイザーや警察による情報モラル教室において、具体的な事例や勧誘の手口などに触れ、注意喚起を行っております。

SNSを介した犯罪は複雑化・多様化していることから、これらの取組を一層強化し、今後も継続的に指導を行ってまいります。

○野崎幸士議員 様々な未然防止対策を行っているようですが、警察も闇バイト等のSNS犯罪に関する啓発も行っていますし、この類いの報道もさんざんされていますけれども、それでも少年が勧誘されてしまう。本当に悩ましい問題だと思います。

昨年1月に、仮装身分捜査、いわゆるおとり捜査が匿流に導入され、SNSによる勧誘はやりにくくなったと言われていますが、今回の事件でも、指示役がSNSではなく知り合いの高校生に声をかけています。

同じく10月、警視庁は、通称T3（匿流ターゲット取締りチーム）と呼ばれる匿流対策本部

を立ち上げ、全国から集められた約200人の捜査員が各部署と協力して情報の解析などを行い、捜査に当たっております。

また、警察庁が令和8年2月に公表した統計によりますと、匿名・流動型犯罪グループによるものと見られる資金獲得犯罪の全国の検挙者数は、令和7年度だけで1万2,178人に上っており、そのうち強盗の検挙者数では、少年の検挙が全体の約4割を占めている状況で、少年がリスクの高い役割を押しつけられる傾向があると言われております。もしかしたら、幾ら啓発しても彼らには届いていないかもしれません。

そう考えれば、さらに様々な啓発の方法を調査・研究することを要望しておきますし、子供たちに思いやりや優しさという人として当たり前の道德教育にも、もっと幼少期から力を入れていただくことも大事なかなと思います。

かけがえのない人生を目標や夢を持って大事に歩んでいけるような自分自身になるよう、教育現場での取組を強く要望いたします。

次に、狹隘道路について質問します。

狹隘道路とは、法律上の定義はありませんが、行政（都道府県、市町村）が使用する場合には、主に幅員4メートル未満の建築基準法第42条第2項で定める2項道路を示します。

狹隘道路は、道路の幅員が狭いことから車両が通行しづらいため、生活の様々な場面において支障を来す場合があります。

特に、火災発生時や救急活動時に緊急車両が進入できず、消火活動の遅れによる延焼拡大や傷病者の搬送に時間を要したり、塀などの倒壊による災害時の避難の障害の可能性もあり、狹隘道路の整備は喫緊の課題です。

直近では、昨年発生した大分市佐賀関大規模市街地火災をはじめ、令和6年の能登半島地震

や輪島市朝市通り周辺火災、平成28年の新潟県糸魚川市の大規模火災、平成7年の阪神・淡路大震災時の大規模火災など、いずれも狹隘道路が存在する基盤が未整備な密集市街地でした。

本県における狹隘道路の現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 建築基準法では、都市計画区域内において建物を建築する場合、建物の敷地は、原則として、幅員4メートル以上の道路に接する必要があります。

しかしながら、法律の施行以前から存在し、建物が立ち並んでいた道については、4メートル未満の狹隘道路であっても、法第42条第2項の規定により、いわゆる2項道路として指定し、新たに建て替えや増築する際は、原則として道路の中心から2メートル後退する義務を課しております。

これにより、将来は4メートルの幅員になることを目指しておりますが、建て替え等が進まない限り、狹隘道路は解消されないことから、本県におきましても、狹隘道路は数多く存在している状況にあります。

○野崎幸士議員 県のホームページにも狹隘道路（建築基準法上の指定道路）図が掲載されていますが、数多く存在するのが確認できます。

冒頭申しましたように、狹隘道路が多数ある地域では、火災発生時や救急活動時に緊急車両が進入できず、地域の特性によっては被害が拡大するおそれがあると考えますが、どのような対策に取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 狹隘道路がある地域では、緊急車両の進入遅れや住宅密集による延焼拡大などのリスクが指摘されており、これらの地域で災害の被害を減らすために

は、消防による地域の特性を踏まえた活動計画や、地域住民による防災の取組が重要となります。

そのため、地域を所管する消防本部等では、地震や火災などの災害発生時に迅速に活動を行えるよう、進入経路の整理、小型車両の導入、耐震性防火水槽の整備による水利の確保などに取り組んでおります。

また、地域住民の防災意識を高めるため、防災士による出前講座などの啓発活動や、避難経路に障害が発生した場合を想定した住民参加型避難訓練の実施等の取組を推進しているところです。

○野崎幸士議員 狹隘道路は、昭和25年11月に建築基準法が施行される以前から数多く存在しているわけですから、狹隘道路が全て解消されるには長い長い時間がかかる、本当に悩ましい問題です。だからこそ現状での災害対策が重要だと思いますので、答弁にありました基本となる対策の方向性をはじめ、行政による具体的な施策、地域、住民側で取り組むべきこと、計画・運用面での災害対策等、しっかり進めていただきますよう要望いたします。

特に狹隘道路での災害対策は、道路の拡幅、敷地後退による避難・消防活動の確保、防災上重要な路線の優先整備が重要と考えます。

建物を新築しようとする際に、建築基準法第43条では、建物を建てる敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければならない接道義務が定められており、その現状が建築基準法第42条第2項の道路である場合には、管轄の役所と道路の敷地後退についての協議、狹隘協議を行う必要があります。その協議は無料ですが、現地の詳細な測量や、敷地後退した後退用地の舗装や側溝の整備等、工事費が

発生します。

そこで、敷地後退の際に、県では土地の所有者等とどのような協議を行っているのか、また、測量等の費用は誰が負担するのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では、後退位置の明確化を図るため、建築確認申請に先立ち、土地の所有者等と事前協議を行い、現場立会いの上、後退する位置を確定し、その後は、完了検査時に、県支給のくいやプレートの設置を確認しております。

また、後退に要する費用につきましては、基本的に所有者等の負担となりますが、一部の市町では、後退する土地を道路として寄附していただく場合、測量や登記等の費用を支援しております。

○野崎幸士議員 土地の所有者との合意の下、後退する土地を道路として寄附していただくことが所有者の自己負担軽減につながるということです。国は補助制度等、市町村としっかり共有しながら、所有者の負担軽減、そして市町村の財政負担軽減に努めていただくよう要望します。

狹隘道路対策を進める上で、敷地後退部分が後退前に戻らないよう、道路として機能し続けることが最も重要です。

しかし、敷地後退した部分に塀や植木鉢、倉庫や車両などが置かれて、道路としての機能を果たしていない事例もあるようですが、敷地後退した道路の機能を維持するための県の取組を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 敷地後退した後の道路が適切な状態に維持されていることを把握するため、県では、毎年10月に行う違反建築防止週間をはじめ、日常的な巡回の際に、状

況を確認しているところであります。

その上で、ブロック塀やプランターなどの設置により、道路としての機能が維持できていないと判断される場合には、土地の所有者等に対し、障害物を撤去するよう指導等を行っております。

○野崎幸士議員 建築確認申請時には、一連の狹隘協議、中間検査、そして完了検査、その後、質問しています道路としての機能を維持するための取組がありますので、有事の際の備えとして、しっかり厳しく行っていただくよう要望いたします。

狹隘道路は、住民の生活道路、生活に直結する身近なインフラであることから、現場に近い市町村がその対策（指定、拡幅整備事業、住民調整）等を行えるよう、国土交通省がガイドライン策定や補助制度（交付金）で後押ししています。

しかしながら、市町においては、専門職員不足や財政的な面で、その取組にもばらつきがあるようですが、狹隘道路解消に向けた市町との連携について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では、狹隘道路の解消に向け、国が策定したガイドラインを市町に周知するとともに、必要に応じて、個別相談や助言を行っているほか、違反建築防止週間には共同で巡回を実施しております。

また、昨年度から、後退に要する費用への支援制度がない市町を訪問し、国の補助事業や市町の先行事例を紹介するなどの取組を始めたところであります。

引き続き、市町との連携を図りながら、安全な市街地が形成されるよう、狹隘道路の解消に向けた取組を推進してまいります。

○野崎幸士議員 狹隘道路に関する県の役割は、狹隘道路整備等促進事業などの枠組みで、市町村の調査、測量、分筆、登記、工作物除却などの補助や国の補助制度を活用しながら、県として市町村向けの要綱や手引、相談窓口の整備等ですが、災害時には命の道となる重要インフラですので、県土強靱化、防災対策の重点施策として認識していただき、土地家屋調査士の方々の専門的な知識とマッチングさせながら、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を形にしていっていただくよう要望いたします。

次に、本県の畜産行政、肉用牛について質問します。

全国和牛能力共進会は、5年に1度、全国の優秀な和牛を一堂に集めて、改良の成果やその優秀性を競う全国規模の和牛の品評会で、和牛のオリンピックとも言われています。

本県が誇る宮崎牛は、過去に開催された第9回鳥取大会から、長崎、宮城、鹿児島大会と、史上初の4大会連続で最高賞である内閣総理大臣賞を受賞しており、全国のトップブランドとして確立され、本県の食の魅力の代表とも言えます。

その肉用牛の現状ですが、全国を見ますと、農家戸数と飼養頭数が高齢化や離農等によって減少傾向にあるようですが、直近3年間における本県肉用牛の農家戸数と飼養頭数の推移について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県肉用牛の農家戸数は、国の畜産統計によりますと、令和5年の4,700戸から令和7年には4,000戸と、700戸減少しております。

また、飼養頭数につきましては、平成22年の口蹄疫発生以降ピークとなった令和5年の26万200頭から令和7年には24万8,400頭と、約1万

2,000頭減少しております。

このうち、肉用牛生産の基盤である繁殖雌牛頭数につきましては、令和5年の8万6,000頭から令和7年には8万900頭と、約5,000頭減少しております。

○野崎幸士議員 ここ数年で農家戸数はもとより、これまで増加傾向にあった飼養頭数が落ち込んでいる状況を見ると、宮崎牛をはじめとする本県肉用牛の今後の生産基盤がどうなっていくのか、大変危惧されます。

私自身も子牛競り市等で、農家の声を直接聞いておりますが、皆さん、このまま牛が減り続けていくのか、担い手が少ない中、誰が地域の肉用牛を守っていくのか、様々な御意見をいただいているところです。

本県の肉用牛の繁殖基盤を維持するため、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 担い手の減少や高齢化が進む中、本県肉用牛の繁殖基盤を維持するためには、農家の生産性向上と地域における分業体制の構築を図ることが重要であります。

このため県では、母牛の分娩間隔短縮や子牛の事故率低減など、農家の飼養管理技術の向上に向け、県やJA、NOSA I等が一体となった指導を強化するとともに、省力化につながる畜舎の補修・改修やスマート機器の導入等を支援しております。

また、子牛の飼養管理を担うキャトルセンターや、粗飼料の効率的な生産を行う農作業受託組織の活用など、地域内で分業化を推進する取組も進めております。

引き続き、関係団体等と連携し、肉用牛の繁殖基盤の維持・強化に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 繁殖基盤が要ですので、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

次に、子牛価格についてです。これまで長期にわたって低迷が続いていた子牛価格が昨年来、上昇傾向にあり、令和8年3月の全国平均は84万2,000円となっており、4月には86万1,000円とさらに上昇が続いているようですが、本県における子牛価格の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の子牛価格は、令和4年度以降、長期にわたり低迷が続き、令和5年から6年にかけて50万円を下回る月もあるなど、繁殖農家の経営は厳しい状況にありました。

この間、県では、子牛価格対策として、国と連携した良質な子牛生産のための母牛更新の支援や、県外からの購買者を誘致するためのPR等を実施してまいりました。

これらの取組を続ける中で、子牛価格は上昇に転じ、令和7年1月以降、前年を大きく上回る水準で推移しており、令和8年4月の平均価格は86万6,000円となるなど、令和に入って最も高かった令和3年4月の83万9,000円を超える水準になっております。

○野崎幸士議員 現在の子牛価格は、これまで苦しんできた繁殖農家にとっては追い風と言えますが、一方で、肥育農家にとっては、原材料である子牛の導入価格、また様々な資材価格が高騰する中で、経営の維持すら困難になるおそれがあります。

厳しい経営環境下にある肥育農家に対し、県ではどのような支援に取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 肥育農家の経営は、子牛や飼料価格などの生産コストの高騰

や、枝肉価格の伸び悩み等により、厳しい状況にあります。

このため県では、コスト低減等の経営改善に取り組む肥育農家に対し、肥育素牛の導入頭数に応じた奨励金を新たに交付するとともに、国のセーフティーネット対策である牛マルキンの生産者負担金の一部を助成するなど、経営安定に向けた支援に取り組んでおります。

あわせて、出口対策として、県産牛肉のさらなる消費拡大を図るため、牛肉消費券の発行や県内各地での販売促進イベントの実施に、J A等と一体となって取り組むなど、国スポ・障スポも見据えながら、様々な機会を捉えたPR活動に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 国においては、肉用牛の肥育期間を短縮し、出荷月齢を早める取組を支援する事業もありますので、肥育農家の実情に寄り添った支援を行っていただくよう要望します。

一方、子牛の導入価格のほか、先ほどの答弁にもあったとおり、畜産用飼料の主原料であるトウモロコシや大豆などの穀物の国際価格は、世界有数の穀倉地帯であるウクライナの情勢不安の長期化や円安、そして世界的な需要増加を背景に高止まりしておりまして、飼料穀物の多くを輸入に頼っている我が国では、近年の円安傾向が飼料価格を一段と押し上げているようです。

また、畜産農家からは、資材の中でも牛床に使う敷料のおが粉が高騰しているとの御意見をいただきました。

木質バイオマスのペレットやチップ等、燃料の需要拡大により、おが粉も燃料の原料としての需要が増えているのが大きな要因と思いますが、本県の飼料やおが粉の価格高騰を受けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたし

ます。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、飼料対策として、令和8年2月補正予算で、国のセーフティーネット対策である配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金に対し支援を拡充しております。

また、畜産農家が稲わらを飼料として活用するとともに、牛の排せつ物を堆肥化して耕種農家に還元する耕畜連携の取組がさらに進展するよう、トラクター等の機械導入や堆肥舎等の施設整備などを支援しております。

さらに、おが粉については、粉碎したもみ殻を混ぜた低コスト敷料の製品化や普及に、民間企業と連携して取り組んでいるほか、農林振興局等に相談窓口を設置し、おが粉の入手先の紹介なども行っているところです。

引き続き、肥育農家経営の安定に向けた支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 農家さんの実情に合った支援を講じていただくよう要望します。

あらゆる生産コストが上昇を続ける中、肥育農家の収益性を向上させるためには、何より国内外での販路拡大を通じて枝肉価格の底上げを図っていく必要があると考えます。

昨年秋から枝肉相場が好調と言われながらも、和牛の実需は弱く、和牛の主戦場である外食産業でも厳しい状況が続くなど、和牛の消費が決して上向きではないようです。

このような中、政府は和牛を柱に、牛肉輸出拡大が国内の枝肉価格を下支えする重要な要素だと位置づけているようですが、本県の牛肉輸出の現状と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国内における牛肉需要が伸び悩み中、輸出拡大を進めること

は、本県肉用牛の振興を図る上で重要な取組と認識しております。

このような中、県産牛肉の輸出量は、台湾、アメリカ、香港を中心に増加傾向にあり、直近の令和6年度調査では、1,425トンと過去最高を記録しております。

また、昨年1月以降、本県初となるハラール対応の食肉処理施設から、カタールやインドネシアへの輸出も開始されました。

一方、中東情勢の悪化により、UAEへの輸出が停止するなどの影響も生じていることから、輸出先の多角化を図るとともに、関係機関と連携し、販路開拓に向けたプロモーションを実施するなど、県産牛肉のさらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 農林水産省も食料・農業・農村基本計画で掲げた、2030年までに農林水産物、食品の輸出目標額5兆円の達成に向けて輸出拡大に取り組んでおりまして、今年の畜産物の輸出実績は1,173億円で、2012年以降連続して増加しており、うち牛肉が最大の731億円、全体の約60%を占めています。中東情勢の影響も出ているようですが、輸出拡大の取組もしっかり行っていただくよう要望します。

これまで答弁いただいたように、肉用牛農家を取り巻く環境は、飼料・資材価格の高騰や生産基盤の縮小など、大変厳しい状況にあることが分かりました。

しかしながら、肉用牛は本県経済を支える屋台骨であり、特に中山間地域では、そこに住む人々や集落の生業を創出する機能も有していることから、肉用牛の衰退は、地域の衰退につながりかねない非常に大きな問題となるため、しっかりと支え続ける必要があると私は考えております。

このような中、冒頭に触れさせていただいたとおり、来年8月には北海道全共が開催されますが、北海道全共に向けた現在の取組及び意気込みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私が知事に就任して初めて臨んだ平成24年の長崎全共では、その2年前に口蹄疫でどん底を経験して直後の大会でありましたが、口蹄疫からの復興の象徴となる大会連覇を成し遂げた、その感動は忘れ難いものがあります。

また、前回の鹿児島全共では、最大のライバルである鹿児島での開催、言わばアウエーでの大会でありましたが、その中でも前人未到の4大会連続内閣総理大臣賞を受賞するなど、生産者や関係団体の並々ならぬ努力により、日本一の産地として確固たる地位を築くことができたものと考えております。

一方、今回の北海道全共では、開催地の北海道はもとより、技術レベルを飛躍的に向上させた他県が、打倒宮崎を掲げて相当の力を入れてくることが想定されます。また、暑熱対策、そして北海道までの輸送対策が課題であると考えておりまして、これまで以上に厳しい戦いになるものと認識しております。

このため、本年度は、厳しい出品条件の下で選り抜かれた候補牛の導入支援を行うとともに、出品牛が最高のコンディションで本番に臨むことができるよう、暑い中での輸送計画及び試験を通じた長距離輸送対策にも万全な準備を進めることとしております。

さらに、9月には、本番さながらに牛の優劣を競うプレ全共を開催し、候補牛のさらなる磨き上げや生産者の士気向上、そして、県内の機運醸成にも取り組んでまいります。

私自身も年明けから県内全ての子牛競り市を

回り、農家の方と意見交換をして生産現場の状況を把握するとともに、全共に向けて取り組んでおられる方々と意見交換をし、激励を行っているところであります。

そういう中で、これまで日本一を経験された方が、体調を崩されながらも次の北海道全共までは何としても頑張るんだと、そういう意気込みを語るのを聞いて頭の下がる思いもいたしましたし、しっかりと支えていかななくてはならない、その思いを強めております。

本県にとりまして全共は、宮崎牛の魅力を全国に広め、その価値を確かなものとし、生産者に誇りと自信をもたらす特別な大会であります。おかげさまで、海外も含めて宮崎牛の知名度も飛躍的に高まってまいりました。

本県畜産業の未来を切り開くことができるよう、生産者や関係団体等が一丸となって、いよいよ本格化する出品対策に全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 北海道全共で日本一の称号を獲得することは、生産現場に大きな誇りと希望を与え、国内外における宮崎牛のブランド力強化、ひいては肉用牛の生産基盤の強化につながるものと考えております。ぜひとも5大会連続内閣総理大臣賞受賞を目指し、改めて宮崎牛のすばらしさを全国に発信していただきたいと思っております。

最後になりますが、知事におかれましては、本県の発展と県民の安全・安心な生活のために、これまでの経験と実績、そして培われてきた国とのパイプ、また人脈をフルに生かして、未来への創造と、先ほど中東情勢の問題にも触れましたけれども、現在山積する課題解決に向けて、私は河野県政じゃないとできないと確信していますので、全庁挙げて頑張ってください。

ようエールを送りまして、私の全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○山下 寿副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕 (拍手) 発言順位3番、北諸県郡選出、自由民主党の福田新一です。本日は、遠方より傍聴に来ていただきありがとうございます。また、インターネット等で御覧の皆様、ありがとうございます。いつものとおり、今の心境を短歌にて歌います。

「水無月に議場の空気張り詰めてそこが知りたい一般質問」

いかがですか。(拍手) ありがとうございます。

それでは質問していきたいと思っております。

知事の挨拶の中に、よく「現場の声に耳を傾けます」と出てきます。そこで、現場の声というのを最優先に取り上げていこうと考えました。

今回、一般質問のスタイルを次の流れで進めてまいります。1、地域の生の声からテーマを取り上げます。2、テーマの内容を調査、把握いたします。3、国の制度や事業を勉強した上で、宮崎で生かすにはどういう方法があるか検討します。4、県が、自治体が、地域が具体的にどう動いて結果を出せるか検討します。これを流れのベースにして質問してまいります。

まず、保育現場についてであります。

本県では強みを生かし、未来創造に向けたさらなる成長につなげるため、3つの日本一挑戦プロジェクトに取り組んでいます。

その1つが子ども・若者プロジェクトです。これは「日本一生き育てやすい県」を目指すものであり、安心して子育てできる教育環境について取り組んでいるところであります。

しかしながら、今年5月に県内の認可保育所において、保育士による虐待を含む不適切な保育が行われたことが明らかになったところであります。

保育現場において、日々懸命に子供たちと向き合うなど、安心して子育てできる環境を支える保育士の皆様がおられる一方で、こうした事案が発生したことは大変残念であります。

我が国の児童福祉の基本理念を示す児童憲章には、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」と規定されており、幼児期における養育や教育がその後の成長に大きな影響を与えるとの考え方が、この理念の背景にあると考えられます。

そこで、次世代を担う子供たちに対する幼児教育・保育について、知事の思いを伺います。

後の質問は質問席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

幼児期は、他者との関わりや遊びを通じて、自己肯定感や思いやりの心が大きく育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、大切な時期であります。

また、そのときの記憶というものは深く刻まれると。改めてそのことを感じましたのは、先

日、日之影で、国スポに向けたリハーサル大会、なぎなたの大会を見ました。

なぎなたは一度も経験したことがないなと思っておりましたが、ふと幼稚園のお遊戯会で弁慶をやったなど。あのときになぎなたを振り回したのかなということ思い出したわけですが、半世紀以上前のことがふと思い浮かぶ、やはり幼児期はとても大切なものをいろいろ経験して、それが糧になるということを改めて実感いたしました。

幼児教育・保育は、子供の心身の発達を促し、社会性や基本的生活習慣を育む上で、極めて重要な役割を担っているものと認識しております。

また、幼児教育・保育施設は、孤立しがちな子育て家庭の悩みや不安に寄り添う、地域の子育て支援の拠点としての役割も大きくなっておりまして、社会を支える基盤として、その重要性は増しております。

本県は豊かな自然の中で、誰もが子育てしやすく、子供が伸び伸び成長できる環境にあります。今後とも、この強みを生かしながら、全ての子供が健やかに成長し、笑顔で過ごせる社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。〔降壇〕

○福田新一議員 「三つ子の魂百まで」と言います。幼い頃に身についた性格や癖、考え方などは、大人になってもなかなか変わりません。いかに一生で大事な時期であるかを認識する必要があります。と思います。

先日、三股町保育会総会が行われました。今日、傍聴に来られておりますが、参加者と意見交換等を行い、後日、保育に関して2つの要望がございました。

1つ目が、保育士確保に関する助成金を宮崎

県内で統一してほしいというものです。保育士不足はどの自治体でも深刻であります、採用などに当たり市町村間で助成金に差があると、保育士の偏在が進み、地域において必要な保育を受けられなくなるという事態が想定されるというものであります。

2つ目は、宮崎県内の保育料の完全無償化を求めるものであります。どの地域に住んでいても一定の水準の教育・保育環境を保障し、地域や家庭によって、幼児期における様々な成長の機会が大きく左右されるべきではないという考えが背景にあります。

そこでお聞きします。保育料の無償化について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 保育料は、全国一律で、既に3歳以上は無償とされていることから、県では、市町村と連携し、国の制度に上乗せする形で、3歳未満の第2子保育料のさらなる負担軽減を行っております。

保育料無償化の実現に当たっては、財政負担が大きく、包括的な仕組みづくりが必要であり、国において全国一律での実施を図るよう、引き続き、全国知事会のほか、あらゆる機会を通じて、国に働きかけてまいります。

○福田新一議員 保育料完全無償化や保育士確保に関する助成金の県内統一を望む理由としましては、自治体の隣同士で協働ではなく、園児や保育士の不自然な偏りが始まっているからです。

近年、保育現場を取り巻く環境は大きく変化しております。核家族化の進展に加え、子育てに対する価値観も多様化しており、保育所は従来にも増して、きめ細かな対応が求められるようになっていきます。

私自身、県内の保育関係者から話を伺う中

で、子供への保育はもとより、保護者との信頼関係の構築や相談対応、家庭との連携に丁寧に向き合っている実情を耳にしております。

また、保護者が抱える悩みや課題も複雑化しており、保育所だけで対応することが難しい事例も増えているという声もあります。

子供の健やかな成長のために、こうした環境に置かれている保育園をサポートする必要があると考えています。

そこで、保護者への向き合い方など、園が抱える課題に対する県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 共働き世帯の増加や家庭環境の多様化など、子供たちや保護者を取り巻く環境は複雑化しております。

そのため、保育現場の保育士等に求められる役割も多様化しており、幼児教育・保育施設が子育て支援を実施する中で、対応に苦慮することもあるものと認識しております。

このような中、県では、幼児教育センターを拠点に、幼児教育の専門的な知見と豊富な経験を有するスーパーバイザーによる訪問支援や、現場のニーズに対応した研修を通じて、幼児教育・保育施設が地域の子育て支援の拠点としての役割を十分に果たせるよう、引き続き支援してまいります。

○福田新一議員 幼児教育センターのスーパーバイザーの訪問支援に期待いたします。

私自身の幼児期、そして子育てを振り返ると、家庭での何げない瞬間がかけがえのない二度と戻らない瞬間であり、父や母の愛が一生折れない心の背骨をつくってくれたと思います。

今と昔では子育てを取り巻く環境が違いますが、保育現場と家庭が互いに理解し合いながら、協力して子供を育てていくことができれば

と思います。

次に、農業の地域計画についてです。

多面的機能支払制度は、農村地域などにおいて、水田などの農地の水路や農道などの整備に有効に利用されていますが、この制度は、単なる維持管理といった保全活動だけでなく、今後の農地の在り方などについての検討にも活用できるものとなっております。

私の地元三股町でも、目先の維持管理を繰り返すのではなく、多面的機能支払制度を活用して、その地域における農地の将来像を見据えた、しっかりとした検討を行った上で、保全管理を進めるべきではないかという声が上がっています。

担い手農家が減少する中、多面的機能支払制度に取り組むことによる地域への効果について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 多面的機能支払制度は、農地や農業用施設等の維持管理といった地域の共同活動を支援することにより、国土の保全や水源の涵養など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手農家に集中する維持管理の負担を軽減することも目的にしております。

また、制度活用においては、農地や農業用施設等を将来にわたってどう適切に保全していくか、どのようにそれらの地域資源を継承していくかについて、地域全体で話し合い、検討することも必要であり、制度に取り組むことで地域での話し合い活動を活性化させる効果をもたらしています。

今後も市町村等と緊密に連携しながら、農業者や地域住民が行う地域資源の適切な保全管理を支援してまいります。

○福田新一議員 現在、県内各地では、将来の

地域農業を描いた地域計画が策定されています。地域計画は、おおむね10年後を見据えた農地の姿を示すものであり、農地利用の将来像となるものであります。

一方で、先ほどの多面的機能支払制度は、将来にわたる農地や農業用施設の保全を支える制度であり、将来的な農地利用と保全活動について、一体的な議論を行うことが可能になると考えております。

まさに、今後の地域計画について、地権者や耕作者など関係者がしっかりとした議論を行うタイミングが来たと考えております。

地域計画の見直しに向けた県の取組と、見直しのために重要な話し合いを活性化させている事例を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地域計画につきましては、策定するだけではなく、継続的な話し合いにより、実効性あるものに見直していくことが重要です。

このため県では、本年4月に地域計画見直し方針を策定し、目的の明確化や事前打合せの実施など、話し合いを活性化させるためのポイントを示したところです。

また、話し合いを工夫している事例として、高鍋町では、複数の地区が一堂に会し、農業委員等が進行役を務め、将来の耕作者が決まっていない農地を地図に示し、誰がその農地を引き受けるか広域で話し合いを行っております。

今後も、こうした事例を各地域に紹介するとともに、さきに答弁した多面的機能支払制度等の場も活用しながら、地域の活動を後押ししてまいります。

○福田新一議員 農地利用の主体である耕作者だけでなく、農地の権利者である地権者も参画することで、将来に向けた円滑な農地利用につ

ながると考えております。地権者である私もぜひとも参加して、話し合いに加わって考えていきたいと思ひます。

今答弁いただきましたとおり、地域計画を単なる絵に描いた餅として終わらせるのではなく、実行可能な計画として、しっかりとブラッシュアップさせていただきたいと思ひます。

それぞれの地域の皆さんが話し合いを通じ、描いた将来像を実現させ、将来も地域農業を持続していくためには、担い手農家の皆さんに、それぞれの地域でしっかりと農業収入を得ていただくこと、しっかりともうけていただくことが必要だと考えます。そのためには、いかに効率的で生産性の高い農業を行うことができるかが重要であると考えます。

ばらばらに点在する狭い農地を行き来し、雨が降るのをじっと待つのではなく、1か所にまとまった広い農地で、使いたいときにいつでも水をまくことができる、そのような農業生産基盤が整っていることが、将来像実現の一番初めの条件になるのではと考えます。

中でも、畑地かんがい事業につきましては、作物生産に欠かすことのできない水を農地に供給するための施設を整備するものであり、現在、県内7つの地域で進められております。

そこで農政水産部長に、県内の畑地かんがい事業における整備状況を伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 天候に左右されず、計画的な水利用を可能とする畑地かんがい施設は、生産性の高い農業を行う上で重要であり、県内7つの地域で約1万7,000ヘクタールの農地を対象に整備を進めております。

これまで、国が行うダム等の整備は全地域で完了し、県が行う農地周辺のパイプラインなど関連事業の整備は、約7割の1万2,000ヘク

タールで完了しております。

整備が完了した地域では、里芋やホウレンソウなど加工・業務用野菜の作付等が増加する一方で、未整備の約3割の中には、地元の合意形成が進まず、計画どおりの進捗となっていない地域もございます。

県としましては、地域としっかりと対話し、意向を把握しながら、必要な整備を行ってまいります。

○福田新一議員 今、国が整備するダム等は全て完了、現在、県が実施する施設も整備中との答弁をいただきましたが、整備された施設については、当然のことですが、その後の維持管理が必要となります。

その維持管理は、それぞれの地域の農家の皆さんで構成される土地改良区が担うことになり、その土地改良区の賦課金収入は水利用状況に直結するものと理解しております。

このため、今後、関連事業が完了し、地域内の農地で水利用が可能となるまでの間は、土地改良区の負担も大きいものと思われませんが、農政水産部長に、国営造成施設などを管理する土地改良区への支援の状況を伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国営造成施設等は、農業用水の安定供給に向けて、地域の農業者で構成される土地改良区等において管理されております。

これら施設の維持管理は、水利用状況等に応じた土地改良区の組合員からの賦課金により運営されるものですが、費用面で組合員の大きな負担となります。

このため、国や県の支援に加え、一部地域では、市町独自の補助等により組合員の負担軽減がなされております。

県としましては、引き続き、土地改良区に対

し、各種補助制度の活用を助言するとともに、畑地かんがい用水の利用者増や水利用の拡大に向け、散水施設の設置・撤去に係る省力化技術の実証や散水実演会の開催などにより、畑地かんがい用水への理解を促進してまいります。

○福田新一議員 畑地かんがい事業は、長年にわたり多額の事業費と関係者の努力によって進められてきております。一方で、事業着手から完成まで約19年から20年という長い年月を要することから、現在のニーズに合っているのかという声も聞かれます。事業の意義や効果をしっかりと説明することも大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県立高校の在り方について質問していきます。

県立高校における令和8年度の入学者数は、前年度に比べて減少しており、いわゆる高校無償化の影響が顕著に現れています。

高校無償化が実施される中、県立高校が果たす役割について、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県立高校は、公教育として県民にひとしく高校教育の機会を保障するとともに、地方の持続的発展を支える人材育成の核となっております。

しかしながら、高校無償化に加え、少子化がさらに進むことが見込まれることから、特に中山間地域を中心に、これまで以上に生徒の確保が厳しくなることが予想されます。

先日、串間市において、地域の皆さんとの対話集会、知事との本音トークを開催したところ、福島高校の2年生が2人そこに参加しており、その生徒自ら、生徒数の減少による将来への不安というような意見も聞かれたところであります。

このため県では、将来にわたり、地域の学び

を保障し、地域が求める人材を育成することができるよう、各学校の魅力化・特色化を進めているところでありまして、これに加えて、持続可能な規模等についても、早急に検討していく必要があると考えております。

先月、国への提案・要望で上京した際、文部科学省の副大臣や審議官と個別に意見交換を行う中で、高校教育改革については、教育委員会だけではなく、県庁全体で考えて進めてほしいと、そのようなアドバイスもいただいたところでありまして、今般、大学や経済団体、県庁各部の職員等で構成します高校教育改革推進会議を立ち上げ、2040年に向けた高等学校教育改革実行計画の策定を進めているところであります。

○福田新一議員 ありがとうございます。ある私立高校では、中学校で不登校であった生徒を迎える教室を設け、立派に高校を卒業して確実なスタートを切っていく学科を設置しております。公立高校においては、そういった熱意に劣っているようなところも少しありますので、今、知事のお話にあったそういう部分をもっと拡大してほしいと思います。

現在、県では、全国からの出願を認めている学校が、飯野高校、高鍋農業高校、高千穂高校、宮崎海洋高校と4校あります。全国枠に値する魅力あるポイントを備えているのでしょうか。

全国枠の募集を行っている県立高校4校の教育内容の特色について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 本県では、全国募集を行う高校は、1学年4学級以下の学校で、特色ある教育活動や入学者の住居整備等が行われていることを要件としております。

各学校の特色ある取組としまして、飯野高校

は、地域や海外とつながる探究型学習、高鍋農業高校は、文部科学省による農業経営者育成高等学校の指定及び有機農業の実践、また、高千穂高校は、世界農業遺産をフィールドにした学習プログラム、宮崎海洋高校は、海の専門高校として、実習船「進洋丸」を活用した実習等を行っております。

○福田新一議員 説明ありがとうございます。この4校は、全国から注目を浴びるように本当に努力してほしいと思います。

ちなみに高鍋農業高校については、今年1月に東京にて行われた第9回和牛甲子園が開催された中で、取組部門で3年連続優良賞を受賞しております。

都城には、以前、県立都島高校という学校がありました。当時、生徒数が増えてきたため、それが都城農業高校、都城工業高校、都城泉ヶ丘高校と分かれていった過去があります。

今はその時代と異なり、少子化です。老朽化した県立高校施設の改修・修繕の適切な実施を行い、建物及び設備の長寿命化を図ろうとされていますが、時代は変わりました。

今や人口が減ってきている中、県立高校の数を見直すほうがよいと思いますが、県の考えを教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、令和3年3月に策定しました宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、学科改編や募集定員の調整等を実施し、魅力と活力ある学校づくりに取り組んできております。

しかしながら、想定を上回る少子化の進行や高校無償化の影響により、中山間地域を中心に地域の学びの維持が懸念されますが、県立高校には、地域活性化の核として地域の将来を担う人材の育成が求められていることから、将来に

わたり持続可能な学校として存続させる必要があると考えております。

このため、本年度策定する高等学校教育改革実行計画の中で、規模の適正化のほか、学科改編や入学試験の見直し、多様な学びの提供など、2040年を見据えた方針を示していくこととしております。

○福田新一議員 私立高校は、民間の視点で比較的弾力的な学校運営を行っているように感じます。性質が異なるため難しい部分もあるかもしれませんが、インフラ整備の進歩も含め、県立高校においても必要な見直しを検討いただければと思います。

次の質問です。循環型社会について伺います。

中東情勢の悪化につれて、ホルムズ海峡の問題やナフサ不足が人々の生活に大きく影響を及ぼしつつあります。何でも手を伸ばせば届く時代に進化した現在、生活そのものを見直すときが来たのではないのでしょうか。

いつの間にか、何でもお金を出せば手に入るという、ぜいたくな感覚に陥ってしまいました。今や節約の感覚を取り戻すときではないのでしょうか。どんどん便利になり、ぜいたくになっていく社会にちょっと待てと、便利になり過ぎた社会に踊り場を設けられたような気がします。

身近にあるものの見直し、4Rとは、リユース、リデュース、リサイクル、リフューズの4Rとあります。リユースというのは繰り返し使うこと、リデュースというのはごみを減らしていくこと、リサイクルは再利用、リフューズというのは不要なものは断ること、例えばレジ袋とか割り箸、要らないときには要らないとはっきり言うこと、この4Rを意識して取り組んで

いくときが来たような気がします。

循環型社会の形成に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川 武君） 石油や金属など多くの天然資源を輸入に依存している我が国は、現在の中東情勢など、世界情勢の変化に大きな影響を受けることから、資源の消費が抑制される循環型社会への転換が重要な課題であると考えております。

県では、今年3月に改定を行った第四次宮崎県環境基本計画に基づき、循環型社会の形成に向けまして、4Rの推進や食品ロスの削減に加え、再生資源を活用した「みやざきリサイクル製品」の認定や、農業県、林業県としての強みを生かした地域資源の活用など、様々な取組を進めております。

今後とも、県民や事業者、市町村等と連携しながら、環境、経済、社会が調和した持続可能なみやざきづくりに取り組んでまいります。

○福田新一議員 本当に節電、節約のときが来たんじゃないかと捉えます。

次に、学校給食の現状について伺います。

三股町の小学校関係者と意見交換をする中で、給食の食べ残しが話題になりました。ダイエット目的で、あえて食べないというケースもあるようです。

学校給食における残食の状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県内120程度の調理場を抽出して行っている栄養摂取状況調査の結果によりますと、令和元年度から5年度までの児童生徒に提供した食事の重量に対する残食量の割合は、平均で、御飯が小学校2.3%、中学校1.3%、パンが小学校1.7%、中学校1.5%、おかずが小学校2.3%、中学校1.3%でありまし

た。

○福田新一議員 私の入手したデータでいきますと、今教育長が発表されたのは、残食率が1桁ぐらいよい結果が出ております。地元小学校のデータですけれども、苦手な食材に挙げられるゴーヤやピーマンといった食材が入ったメニューの残食率は11.6%、ハウレンソウとモヤシの甘酢あえなどは23%と高いです。データ内容の取り方が異なったのかもしれませんが。

三股町がこの残食率だったら、県全体においてはもっと残食率が高いのではないかと思ったものですからお聞きしました。

参考までに、残った給食の処理はどのように行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県内の市町村に確認したところ、残渣の量等に応じまして、廃棄物として処理しているところ、また、肥料化や飼料化など再利用しているところもあります。

○福田新一議員 給食は、子供たちに必要なエネルギーを計算して提供されています。もったいないから食べるということだけでなく、健康、教育、環境の観点からも、しっかりと完食できることが望ましいと考えます。

児童生徒が給食を残さず食べるための県としての取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒に必要な栄養を示した学校給食摂取基準に基づき提供されており、児童生徒が給食を残さず食べることは、健康な体づくりのために大変重要なことであります。

このため学校では、栄養教諭を中心に、給食の時間や家庭科等の授業において、栄養バランスのよい食事摂取や、食品を無駄なく調理することを指導しているほか、教育委員会では、弁

当日等の推進により、食事を作ってくれた方への感謝の気持ちや、食べ物を大切にすることを育める取組を行っております。

これらの取組に加え、引き続き、メニューを工夫した給食の提供や、家庭と連携した食に関する指導も行っております。

○福田新一議員 ありがとうございます。参考までに、中学校の現状を見ますと、担任の影響が相当あるようです。クラス担任によって指導されるクラスとほっておくクラス、そこがだいぶ違うというのもお聞きしました。

次に、消防団活動の推進について伺います。

市町村が設置する消防機関で、本業を持つ住民が非常勤特別職の地方公務員として、火災や地震、風水害など災害時の消火、救助、避難誘導や平常時の防火啓発などを行い、自分たちの地域は自分たちで守るという理念の下、地域防災の中核を担う組織が消防団です。

昨年度、私は、南海トラフ対策特別委員会の委員長を務めさせていただきました。どの地域にとっても消防団は重要な組織であるという認識を委員全員で深めたものでした。

また、団員定数が三股町170名、五ヶ瀬町200名、日之影町470名と、人口に対してではなく、地域の実情に応じて各自治体の条例で決められていることを知りました。地域防災の要として、行政が責任を持ってその活動を支える必要性を強く感じたところであります。

消防団にはポンプ車などの車両が配置されています。車両の多くがオートマチック車ではなく、マニュアル車であるようです。

最近の運転免許取得者の大半はオートマチック車限定免許を取得する傾向があり、地域のために消防団には加入したものの、免許がオートマチック車限定であるために、団に配置されて

いる車が運転できないという現場の声を聞きました。

自動車学校に問い合わせしてみたところ、普通自動車免許受験者の内訳は、オートマチック車限定とマニュアル車が約7対3の比率で、免許取得者の大半の方がオートマチック車の限定免許となっているとのことでした。

オートマチック車限定免許の方がマニュアル車を運転できるようにするには、「AT車に限る」とされている条件を外す、いわゆる限定解除の講習を受ける必要などがあります。その手続に5万円ほどの費用が必要となるようです。

そこで、県内の消防団が所有する消防車両におけるマニュアル車、オートマチック車の台数と、自動車のオートマチック限定免許を保有している若者が多い現状を踏まえた支援策について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 令和8年6月時点で、県内の消防団が所有する消防車両は892台あり、そのうち、65.5%の584台がマニュアル車両、34.5%の308台がオートマチック車両となっております。

近年の免許取得者ではオートマチック限定免許が多い現状を踏まえ、国は、消防団員がマニュアル車も運転できる準中型免許を取得する費用について、市町村が助成を行った場合に財政支援を行っております。

また、県では、消防団の資機材整備補助において、オートマチック車両も含めて、車両更新をメニューの一つとして支援しているところであります。

○福田新一議員 分かりました。オートマチック車とマニュアル車の比率が35%対65%のことです。町村に限ると、77%がマニュアル車と伺っております。大半の方がオートマチック車

限定免許を取得する一方で、消防団で使用する車両はマニュアル車がほとんどであるという現状を踏まえると、消防団の機能をしっかりと維持するためには、こうした現状への対策が必要だと考えますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、消防団は地域において重要な役割を果たしておりますが、条例で定める定員に対する充足率は約86%と伺っております。定員が確保できない場合、消防団の機能維持に影響が出るのが懸念されます。

県は、消防団員の加入促進についてどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防団は地域防災の要ですが、団員数は減少傾向が続いており、その組織力を維持・強化するには、若い世代や女性等の加入促進が重要な課題と認識しています。

このため県では、県内の大学、高校や公共施設での若い世代に向けた加入促進チラシの配布に加え、市町村や県消防協会と連携して、SNSやホームページで消防団の地域に根差した活動をPRするなど、団員募集に取り組んでおります。

また、女性消防団員活性化大会の開催や、取り扱いやすい軽量化された資機材整備の支援を通じて、女性団員の確保にも取り組んでいます。

このほか、消防団員の活動には勤務先の理解も必要であることから、企業訪問を実施しており、引き続き、市町村等と連携しながら、消防団員の確保に取り組んでまいります。

○福田新一議員 消防団員は、それぞれ仕事や家庭を抱えながら、地域のために活動されてお

ります。私は機会あるたびに「消防団の皆さんは地域の守り神であり、ヒーローです」と感謝申し上げています。加入促進への取組とともに、今後は仕事や家庭の両立という視点での環境づくりにも努めていただければと思います。

次に、福祉施設について質問します。

食費の問題が、特に近年は物価高騰によって、施設、利用者、家族、全てに負担が広がっています。米、野菜、肉、調味料、光熱費等が上昇し、高齢者施設や障がい者施設では、栄養バランス、嚥下対応、アレルギー対応なども必要なため、一般家庭以上にコストがかかる状況です。物価高騰による食材費上昇が、施設運営を圧迫しています。

また、夜勤負担や低賃金による離職等、介護職員の処遇改善といった課題もあります。

物価高騰で厳しい経営状態にある介護事業所に対し、県としてどのような支援をしているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 介護事業所においては、物価高騰や人材確保が困難な状況が続くなど、厳しい経営状況にあります。

このため県では、物価高騰対策として、光熱水費や食材料費高騰に係る支援金のほか、マスクなどの衛生用品や災害備蓄品等の購入への支援を行っております。

また、人材確保におきましては処遇改善が重要でありますことから、給与改善に充てる処遇改善加算の取得を促進するため、社会保険労務士の派遣や加算取得に関する説明会の開催などを行っております。

今後とも、介護サービスの安定的な提供体制の確保を図るため、介護事業所の経営の安定化や介護人材の確保に努めてまいります。

○福田新一議員 人材確保における処遇改善に

成果が出ますように、実行をよろしく願いいたします。

宮崎県は現在、外国人人材確保を重点施策として進めており、先日、知事もインドネシアを訪問し、インドネシア政府や現地送り出し機関に対し、本県PR等のトップセールスを実施し、技能実習生の育成や受入れ促進に関する連携合意書を締結されたところです。

介護現場での外国人人材に期待する声は大きく、さらなる取組が必要と考えます。

外国人介護人材の受入れ状況と県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の外国人介護人材数は、令和7年6月時点で838人と1年間で約300人増加しており、介護現場の担い手として、その重要性はますます高まっております。

このため県では、海外現地での本県のPRや、事業所と外国人材のマッチング支援などの人材確保に取り組むとともに、定着に向けた住居の借り上げや改修に対する補助など、様々な取組を実施しております。

さらに、今年度から、外国人介護人材獲得強化事業により、事業者自らが海外現地で行う採用・広報活動等を新たに支援し、人材確保を一層後押ししております。

今後も、積極的な人材確保に取り組むとともに、外国人材が宮崎で長く活躍できる環境づくりをさらに推進してまいります。

○福田新一議員 県内で約300人増加している状態ですね。今年度からの外国人介護人材獲得強化事業に期待いたします。

それでは次に、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに向けての現状について伺います。

「1979年（昭和54年）に開催された第34回国

民体育大会は、テーマを「日本のふるさと宮崎国体」と名づけ、「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」をスローガンに、113万県民の総参加による手作り国体を目指した大会でした」と記録があります。

本大会での宮崎県勢の活躍はすばらしく、念願の天皇杯（男女総合優勝）、皇后杯（女子総合優勝）を獲得しました。48年ぶりの宮崎県開催です。現在70歳から80歳の方は、当時20代、30代ですから、記憶もしっかりされていると思います。活躍された方も多いことと察します。その当時に負けない盛り上がりを期待されていると考えます。

山之口の陸上競技場KUROKIRI STADIUMをはじめ、県プール、テニスコート、延岡の体育館と、施設は着実に整備されているように思います。

宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた、知事の思いや意気込みをお聞きます。

○知事（河野俊嗣君） これまで県が整備を進めてまいりました県有主要施設や練習拠点が一通り完成し、本番に向けて、本県アスリートの練習に打ち込める環境が整ったところであります。

これらはスポーツの関係者からは高く評価をいただいております。私は、この国内トップクラスの施設も最大限に活用し、本県選手が切磋琢磨することで、開催県として天皇杯獲得という栄冠を勝ち取ることは、大会の盛り上げや成功についても、それからスポーツの振興を図っていく上でも、極めて重要であると考えております。

本県は、スポーツランドみやざきを掲げ、スポーツを地域振興に生かしていこうと、全国モデルとなるような取組を進めているところで

ありまして、地元選手たちの躍動する姿や輝かしい成績は、県民に大きな感動と勇気を届けるだけではなく、本県の競技力の高さと充実したスポーツ環境を全国へ力強く発信する絶好の機会となるものと考えており、スポーツランドみやぎのブランドを一段高いステージへと押し上げる大きな原動力となるものと考えております。

このようなタイミングで国民スポーツ大会を開催できるということ、これは絶好のチャンスと捉えて、天皇杯獲得という大きな目標を成し遂げることで、次代を担う子供たちに夢をつなぎ、スポーツの力で宮崎のさらなる発展を切り開いていく、そういう強い思いを持って、官民一体となって取り組んでまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。宮崎県は、日本で唯一のアスリート知事でありますから、ほとんどのこけら落としには知事が参加されており、気に入っております。本当によろしくお願いいたします。

11月議会で質問しましたとき、「天皇杯獲得に向けて、宮崎県競技力向上対策本部において計画を策定し、強化を進めていきます」と回答をいただきました。

来年の宮崎大会での天皇杯獲得を目指し、今年の青森大会では目標を10位と掲げておられますが、どのような戦略で強化が図られているのかが気になるところです。

天皇杯獲得に向けた競技力強化の具体的な取組について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 県では、天皇杯獲得に向けた競技力強化の具体的な取組として、競技団体が策定した計画に基づく強化を行うとともに、得点獲得が期待できる

競技や選手への重点支援等、的確な支援を行っております。

また、成年種別では、国内外で活躍する選手を県スポーツ協会で雇用するなど、この4月から新たに66名加え、合計177名を確保し、全体のレベルアップを図るとともに、少年種別では、開催年度、主力となるターゲットエイジ強化選手を対象とした強化練習を計画的に実施しております。

さらに、競技団体と連携し、大会本番で想定される対戦相手について、各種大会等で細かく情報収集・分析を行い、戦術を確立するなど、天皇杯獲得に向けて競技力強化を加速してまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。きめ細かな詰めがなされていると分かり、安心しました。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポが成功する大きなポイントは、県民一人一人が様々な形で大会へ参加・協力し、来場者を厚いおもてなしの心で迎えらるかどうかであります。

県内各地で競技が行われます。地方には、そこ特有の郷土芸能、文化があります。玄関での華道、また競技前の一口頂く食べ物など、おもてなしの内容は様々でしょうが、各地域の皆さんにやる気を起こさせてください。

県内市町村での国スポ・障スポの機運醸成に関する県の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポでは、県内全ての市町村で競技を実施することとなっており、市町村と一体となって機運の醸成を図ることは大変重要であると考えております。

このため県では、市町村と連携し、沿道や会

場等を花で飾り、選手、大会関係者等を歓迎する花いっぱい運動など、大会に向けての機運の醸成に取り組んでおります。

また、今年度から新たに国スポ・障スポ応援団活動支援事業を創設し、地域の団体等が実施するのぼり旗などの歓迎装飾や郷土料理の振る舞いなど、各市町村での自発的な盛り上がりを創出する取組も支援することとしております。

今後とも、県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会を目指し、市町村と一体となった機運の醸成に取り組んでまいります。

○福田新一議員 分かりました。一緒に頑張っていきましょう。

次に、インフラ整備と地域の発展について伺います。

地域の創生に向けた中長期的な政策課題として、インフラ整備が最も大きなポイントだと考えます。毎回一般質問で話題にしている国道222号——「にゃんにゃんにゃん」という合い言葉が今あるみたいですが——牛ノ峠バイパス開通です。

予想されています南海トラフ地震時の救援施設、避難ルート等、例えば道の駅都城N i Q L L、また陸上競技場K U R O K I R I S T A D I U M等、全てが花開く要素になっています。

国道222号牛ノ峠道路の整備について、期待される効果を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国道222号は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時におきまして、九州の西側から沿岸地域への救助・救護活動などを支える大変重要な路線であります。

この牛ノ峠道路が整備されますと、津波被害が想定される日南市と後方支援拠点であります都城市が信頼性の高い道路で結ばれ、迅速な応

急復旧活動や支援物資の輸送が可能となります。

また、重要港湾である油津港と北諸県地域とのアクセス向上による観光振興や、農畜産業、林業・木材産業のさらなる活性化などに加え、広域的な医療連携の強化が図られるところであります。

こういったことを基本としながらも、今議員が御紹介してくださいました222、2の並びから「にゃんにゃんにゃん」と、「ロードにゃんにゃんにゃん」でアピールできないかと、日南と都城を結ぶ、「にちにゃん」と「にゃんこのじょう」を結ぶというような、猫好きの方によるネコノミクスという効果も大きいですし、場合によっては観光ということにも結びつけられるのではないかと、そのような地元でのアイデアも今語られているところであります。

先週開催されました早期事業化を求める決起大会には、約1,400人もの方々が参加し、地元の皆様の熱意を肌で感じたところであります。

これまでの機運の高まりや、私自身、関係者の皆様と共に国への要望活動を行ってきたことが実を結び、今年度、整備につながる調査費を獲得できたことは、実質的な事業化であると大変うれしく受け止めているところであります。

今後とも、国や関係市町と連携し、早期の効果発現に向け、道路整備を着実に進めてまいります。

○福田新一議員 日南と都城、「にゃんにゃんにゃん」というのはいいですね。

国に対し宮崎県全体で、いや九州全体として予算確保にベクトルを向けていくときだと思えます。

国道222号牛ノ峠バイパス開通に続く地域発展の道について考えます。222号の開通に併せ

て、三股方面への枝線、アクセス道路も整備してほしいという意見です。結論から言うと、これは地域の交通計画として十分に筋が通る要望です。理由は幾つかあります。

交通流の集中を防ぐため、幹線道路だけが整備されると、周辺自治体へのアクセスが弱くなり、結局一部の交差点に交通が集中してしまい、渋滞が起きやすくなります。

三股町の生活圏が都城と密接だから、三股町は都城市のベッドタウン的な性格が非常に強く、通勤・通学、買物の流動が多いです。幹線に直接アクセスできる道路があると、利便性が大きく向上します。さらに産業道路としての価値が高まります。

新たに道路を整備するための事業化要件について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 本県の道路整備は、力強い経済の成長や、定住自立を図る地域の発展、安全・安心な暮らしの確保を支援する道づくりを基本方針として、広域交通や地域交通の道路ネットワークの整備に取り組んでおります。

具体的には、インターチェンジなどへのアクセス向上による産業活動支援の観点や、道路拡幅や慢性的な渋滞解消による交通円滑化の観点、交通事故や災害のリスク低減による安全性、防災機能向上の観点などを踏まえ、将来交通量の予測や沿線地域への経済波及効果、地域の実情などを総合的に勘案し、事業化の必要性を判断しております。

○福田新一議員 地域インフラ実現のために、効率よく働いていきたいと確信しました。現地調査などを行い、地域の要望をまとめてまいりたいと思います。

これで一連の私の質問を終わりますけれど

も、今回、地域の声を基に、それを調査して把握し、そしてどの制度が邪魔しているのかを調べ、さらに県と地域、また県議、全てが力を合わせて、どうやっていったら今の壁を取っ払えるかという観点で質問してきました。本当に懇切丁寧に回答いただきまして、ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。（拍手）

○山下 寿副議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。脇谷のりこでございます。今日はたくさんの皆様方に傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、全国的な物価高騰が続いています。本県においても、宮崎市の消費者物価指数は上昇し、全国平均を上回る状況となっています。特に食料品は6.6%上昇しており、県民生活への影響は深刻です。

こうした中、国では、食料品に係る消費税率の引下げや給付付き税額控除など、県民生活に直結する制度設計について議論が行われています。給付付き税額控除を一言で説明すると、税金を払っている人で一定の所得以下の人には減税、税金をあまり払っていない人には給付で支援する制度です。

その給付付き税額控除や食料品消費税減税の議論の場が社会保障国民会議です。その会議には、全国知事会を代表して河野知事が構成員として参画されており、地方の立場から意見を述べられていると承知しています。

食料品の消費税率引下げは、県民にとって分かりやすい物価高対策として期待する声がある一方で、消費税は社会保障を支える重要な財源であり、地方消費税として地方自治体の貴重な財源にもなっています。特に、本県のように財

政基盤が都市部ほど強くない地方自治体においては、税収減少分をどのように補填するのが極めて重要な課題であると言えます。

そこでお伺いいたします。社会保障国民会議では、食料品消費税率の引下げや給付付き税額控除について、どのような議論がなされているのか。また、知事は物価高対策としての意義をどのように受け止めておられるのか。さらに、地方消費税収や地方財政への影響について、どのように認識しておられるのか、知事の見解をお伺いいたします。

続いて、国の補正予算を踏まえた物価高対策についてお伺いいたします。

今申し上げましたように、物価高騰は県民生活にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況を踏まえ、国は6月5日に補正予算を成立させ、電気・ガス料金への支援やガソリン価格の抑制措置の継続に加え、地方自治体が地域の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金を措置しました。

そこでお伺いいたします。国の補正予算により措置された重点支援地方交付金について、本県ではどのような方針で活用していくのか、知事の見解をお伺いいたします。

この後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕
○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、食料品の消費税減税についてであります。

社会保障国民会議では、政府・政党の実務者が集中的に議論するための実務者会議と、学識経験者や、地方や経済界の代表等が専門的な知見から論点整理を行う有識者会議、この2つの会議が設置されております。それぞれが連携しながら議論を進めることとされており、このう

ち、私が地方代表として構成員となっております有識者会議では、給付付き税額控除の制度設計等について議論を行ってまいりました。

また、食料品の消費税減税については、実務者会議において議論されており、減税による課題を整理するためのヒアリングが複数回開催され、システム業者や小売業者等に加えて、私も全国知事会を代表して、このヒアリングに参加いたしました。

私としても、長引く物価高の中、国民負担を軽減するための前広な議論は大変重要であると考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、消費税の4割は地方財源となっているところでありまして、医療・介護、子供・子育て支援などの重要な財源となっております。仮に食料品の消費税率がゼロとなった場合には、地方全体で年間約2兆円もの減収となるため、これらの社会保障サービスを維持していくことが困難となります。

このため、実務者会議におけるヒアリングでも訴えたところでありますが、持続可能な社会保障制度を堅持し、安定的な行政サービスを提供していくためにも、将来世代への負担を十分考慮しながら、代替となる安定的な恒久財源の確実な確保を前提とした丁寧な議論を求めてまいります。

次に、重点支援地方交付金の活用についてであります。

中東情勢が依然として不透明な中、国においては、電気・ガスの料金支援やエネルギー価格高騰等への対応のため、今月5日、約3.1兆円の補正予算が成立したところであります。このうち、地方に配分される重点支援地方交付金として1,000億円が計上されております。

この交付金については、国の支援対象となっ

ていない特別高圧電力やL Pガスなど、地域の実情に応じた分野への支援の財源とすることが示されております。

現在、県内においても、石油関連の原材料や資材等の価格上昇、調達困難といった影響が徐々に顕在化してきております。

県としましては、県民生活や経済活動への影響を一刻も早く和らげるため、国と歩調を合わせたエネルギー支援等について、今議会での追加提案も含め、早急に検討を行うとともに、ほかの分野についても、引き続き、県内への影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な事業を構築するなど、交付金の効果的な活用を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 物価上昇が生活に与える影響は都市部以上に大きいと思われますから、今回の重点支援地方交付金については、本県の実情に即した効果的な活用をお願いいたします。

続いて、県民所得向上への取組についてです。

昨年11月、私は、県民所得の向上について一般質問をしました。宮崎県の県民所得が全国順位では長年下位にとどまっていることなどをデータで示し、県の取組などを県政通信として配布したところ、県民の皆様から多くの御意見をいただきました。

その中には、熊本県における半導体関連企業の誘致について、「熊本は、行政だけでなく、県内企業や地域全体で取り組んでおり、宮崎県とは比べものにならないほど熱量が高い。宮崎県も、企業任せではなく、地域や県がもっと応援すべきではないか」との声がありました。また、企業誘致には、用地確保とともに人材育成が重要であるとの御指摘もありました。

これらの声は、県民所得向上に向けて、大切な提言であると受け止めています。その皆様の声を質問にいたします。

まず、労働生産性を上げるためには、半導体を含む製造業の比率を高めることが必要かと思えます。

そこで、宮崎県の半導体関連産業の現状や取組、その方向性について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の半導体関連産業は、大手のパワー半導体メーカーをはじめ、半導体の設計から製造までの各工程を担う企業のほか、製造装置の部品加工や組立てなど関連分野の企業も幅広く立地していることが特徴であります。

近年、世界的な半導体需要の高まりから、国内、九州への半導体関連企業の進出や投資が拡大しております。この好機を生かすため、県としても半導体を成長産業と位置づけ、産学官の連携の下で、人材の育成・確保や企業間の取引拡大を図るとともに、半導体関連企業の誘致に重点的に取り組んでいるところであります。

また、私が共同議長を務めております、九州の経済界と知事会が一体となりました九州地域戦略会議におきまして、九州が世界の産業サプライチェーンの中核を担い続ける方針として、新生シリコンアイランド九州の実現というものを掲げて、オール九州で取組を進めております。

私としましては、A I・半導体を日本成長の戦略分野の筆頭に位置づける国の動きも取り込みながら、九州における半導体関連産業の振興、ひいては本県の産業振興につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 企業誘致を進めるために

は、工業用地の確保だけでなく、水や電力、さらには従業員の生活環境など、地域全体の受皿づくりが必要です。

宮崎県では、令和6年度までの5年間で、延べ153件の企業立地が実現していますが、今後さらに魅力ある立地環境を整えるためには、市町村との緊密な連携と継続的な投資が欠かせません。

そこで質問です。企業立地に向けた環境整備については、どのような課題を認識し、今後どのように取り組んでいくか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 企業立地を進めるためには、工業団地や人材、水、電力など、様々な企業ニーズを満たす必要があり、特に本県においては、工業団地の不足が課題となっております。

このため県では、市町村が実施する工業団地整備に対し、水源調査等に係る支援を行っており、現在、5つの市が工業団地を整備中あるいは検討を進めております。

また、今年の4月には、新たな手法として官民連携による工業団地開発について、市町村向けに研修会を開催しております。

さらなる工業団地確保のためには、市町村の財政負担も大きいことから、国が検討中の団地整備への支援が実効性のあるものとなるよう要望していくとともに、引き続き市町村と緊密に連携して取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 企業誘致や産業振興を進める上で、最後に重要になるのは人材です。建設業や製造業では、技能職の減少、高齢化、若手人材の不足が続いています。また、半導体関連産業をはじめ今後成長が期待される分野では、専門的な知識・技能を持った人材の育成が欠か

せません。さらに、県産素材の高付加価値化を進めるためには、商品開発、マーケティング、販売戦略などを担う人材も必要です。

そこで、県内産業を支える人材の育成について、産学官が連携してどのように進めていくのか、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東 収君） 県内産業の維持・活性化を図るためには、産業人材の育成が大変重要であります。

このため県では、産学官で構成する産業人財育成プラットフォームを基盤として、経営者から若手までの各階層に応じたビジネススキルを学ぶ人材育成プログラム「ひなたMBA」を実施し、地域経済を牽引する人材の育成に取り組むとともに、インターンシップの促進や奨学金の返還支援など、若者の県内定着に向けた取組も展開しているところです。

このほか、企業のDXを推進するデジタル人材や半導体関連産業を担う人材など、専門人材の育成にも取り組んでおります。

今後も、企業の人材ニーズをしっかりと踏まえながら、産学官が連携を図り、本県の将来を担う人材を育成・確保してまいります。

○脇谷のりこ議員 県民所得を向上させるためのもう一つの重要な柱として、知的財産権の活用があります。知的財産権、つまり特許や商標などの取得は、単なる権利保護にとどまらず、ロイヤリティー収入の獲得、ブランド確立、製品や技術の差別化による価格競争力の向上につながります。

先日、宮崎県発明協会の中にあるINPIT宮崎県知財総合支援窓口に行ってきました。ちょうど中小企業等の知財相談対応に来られていた弁理士の方とお話ししたのですが、宮崎県

の特許出願数は全国的に見ても低く、知的財産そのものの認知度が低いため、相談に至らない事業者が多いのが実情だということです。

特許出願には費用がかかりますが、取得後20年間の独占権と収益化の可能性を考えれば、投資として捉えてほしいとのことでした。

そこで、本県における特許等の出願の現状認識と支援策について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の特許出願件数は、直近の令和6年が168件で、都道府県別に見ると、ここ数年は30位台後半で推移しており、企業の競争力強化を図る上では、特許等への理解を高める必要があると認識しております。

このため県では、一般社団法人宮崎県発明協会と共同で、発明や知的財産に関する理解促進に取り組んでおり、発明協会でも、セミナーを開催するほか、特許庁の関連団体から委託を受け、知的財産に対する相談対応や専門家派遣等を行っております。

さらに、宮崎県産業振興機構では、国内外の特許等出願に係る費用を助成し、中小企業の権利化を後押ししており、今後とも、特許等の利活用が進むよう関係機関と連携し、支援に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 それでは、農業分野における知的財産とは何を指すのでしょうか。

今言ったように、知的財産というと特許などですが、農業分野では、農業者一人一人が特許を取得するというよりも、県が開発してきた品種の苗が宮崎県内の農家に広まり、それがやがて宮崎県産ブランドとなって、県内外の方々に宮崎県産の農産物はおいしいねと評価されるわけです。

これは、農業者の努力とともに、県が積み重ねてきた研究開発のたまものです。だからこそ、県が開発した育成品種を品種登録などにより適切に守っていくことが、県内農業者の所得を守ることにもつながるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。宮崎県ではこれまで様々な品種を開発してきていますが、農業分野におけるこれら知的財産の考え方について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県が開発した農作物のオリジナル品種は、本県農業が市場において競争力を保つための源であり、農業者の収益性や産地の優位性の向上につなげるには、これらオリジナル品種を知的財産として保護し、流出を防止するとともに、産地化・ブランド化を進めることが重要であります。

このため、総合農業試験場が開発した暑さに強い新品種の水稲「ひなた舞」など、現在手続中のものも含め、47のオリジナル品種について品種登録を行っており、第三者による無断での種苗の増殖・販売を防止しながら、現場への普及や産地づくりを進めております。

今後とも、市場での競争力確保のため、新品種の開発を進めるとともに、その保護と活用に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 宮崎県発明協会に伺ったときに、発明くふう人財育成事業として、現在7校で知財教育を実施し、毎年、学校発明くふう展を開催しておられることをお聞きしました。これらは重要な取組ですが、対象校はまだ限られており、将来の発明者、起業家を育てる土台として、拡充が大変必要だと思います。

それでは、発明くふう人財育成事業について、その実績と実施校を今後拡大する考えがあ

るのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 発明くふう人財育成事業は、県内ものづくり産業を支える次世代人材を育成することを目的に、県が発明協会に補助を行い、令和7年度から実施しております。

昨年度は、弁理士による講座や、知的財産を活用する県内企業の見学を実施し、小学校4校、中学校1校、高等学校2校の計7校、400名を超える児童生徒が参加しております。

県では、このような幅広い世代の児童生徒への知的財産に触れる機会の提供を通じ、発明や創意工夫に対する興味・関心の向上を図ることが重要であると認識しており、今後とも、発明協会と連携しながら、事業内容の充実を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 県内の優れたアイデアや技術が、県外に流れるのではなく、県内で守られ、利益として還元される仕組みを広めていただくよう要望して、この項目を終わります。

続いて、市街化調整区域における規制緩和についてお伺いします。

市街化調整区域は、本来、無秩序な市街化を防ぐために開発を抑制する区域ですが、一方で、既存集落では人口減少や空き家の増加が進み、地域コミュニティの維持そのものが課題となっています。

そのような中、このたび国富町及び門川町において、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定が拡大され、市街化調整区域における土地利用の規制緩和が行われました。

都市計画法は、市街化調整区域での開発・建築を原則禁止していますが、第34条には、これだけは例外的に許可できるという立地基準があり、その中でも11号と12号は、都道府県や市町

村が条例を使って自ら区域や対象者を決められるという点で、ほかの号と異なる柔軟な制度です。

11号は土地につく許可であり、条例で指定された区域の中であれば、誰でも制限された用途の建物を建てることができます。ちなみに、12号は人につく許可で、特定の人の条件を満たす者だけに例外的に許可されます。

それではまず、国富町及び門川町において、条例改正や区域拡大が行われるに至った経緯について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では今年3月に、市街化調整区域における地域コミュニティの維持と空き家の利活用を図るため、11号条例区域において建築できる用途の拡大と区域の追加指定を行っております。

今回の緩和に至った経緯でございますが、人口減少や空き家の増加が課題となる中、令和6年10月に土地利用規制検討会を設置し、市街化調整区域を持つ市町と、既存集落の維持に向けた今後の土地利用の在り方等について検討を重ねてまいりました。

その結果、緩和の申入れがあった国富町と門川町については、用途規制の緩和等が有効な手段であると判断し、条例改正等を行ったものがあります。

○脇谷のりこ議員 今回の規制緩和では、建築できる用途を、自己用の一戸建て住宅及び兼用住宅に限定しています。地域によっては、単独の飲食店や菓子店などが求められているところですが、今回の見直しでは住宅系用途に限定されました。

そこで、用途規制の緩和対象を自己用の一戸建て住宅及び兼用住宅までとした理由についてお伺いします。また、今後の見直しを検討する

考えがあるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 用途規制の緩和につきましては、良好な住居環境の保護を図る観点から、用途地域に定められている第1種低層住居専用地域内に建築可能な一戸建ての住宅に加え、店舗などとの兼用住宅までとしております。

見直しの検討に当たりましては、開発審査会において、居住を伴わない店舗のみの用途まで拡大すべきとの意見も一部ございましたが、今回の改正は地域コミュニティの維持が目的です。居住を伴うカフェなどの店舗兼用住宅等の用途までとしたところであります。

今後の見直しにつきましては、今回の緩和の効果を検証し、町と意見交換を行いながら、必要に応じて検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 それでは最後に、今後の制度活用についてお伺いします。

宮崎市では、既に市街化調整区域の一部において、区域指定による規制緩和が実施されていますが、その対象区域は限定的であり、地域住民からは「期待していたほど活用できない」「対象区域を広げてほしい」といった声も伺っています。

今後は、市街化調整区域のある宮崎市や延岡市、日向市においても、中心部だけを見れば一定の人口規模があったとしても、周辺部や旧町村部では、人口減少、高齢化、空き家の増加が進み、集落の維持が難しくなる地域が出てくるのが考えられます。

そこで、大規模な既存集落の区域における規制緩和は、宮崎市、延岡市、日向市等においても可能なのか、可能であればどのような手続になるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 規制緩和につきましては、中核市である宮崎市や、県が開発許可等の権限を移譲している延岡市や日向市におきましても、条例を制定するなど必要な手続を行うことで可能となります。

なお、宮崎市では、県と同様の緩和を令和7年4月から行っており、さらなる緩和につきましても、同市が判断することになります。

延岡市や日向市につきましては、現在、条例による規制緩和は行われておりませんが、今後、両市から規制緩和の意向が示されましたら、広域的な整合性の確保を図る観点から、必要な助言等を行ってまいります。

○脇谷のりこ議員 県には、市町村と連携しながら、地域の実情に応じた制度活用を積極的に支援していただくよう要望して、この項目を終わります。

続いて、県立高校の魅力化に向けた取組についてです。

今年度から私立高校も教育費無償化が実施され、県内の高校生が家庭の経済状況にかかわらず、高校を選べる環境が整ってきたことは大いに評価するところですが、今年度の宮崎県立高校の志願者数が全日制において昨年度より減少しており、私立高校への流出が顕在化していると感じるのは先ほどの答弁でもありました。

特に深刻なのが、串間市唯一の高校である県立福島高校の状況です。知事も話されたように、令和8年度の入学者選抜において、募集定員120名に対し、一般選抜の最終志願者数は5名、倍率0.06倍という、かつてないほど厳しい数字が出ました。最終的な合格者数も48名にとどまっており、定員の40%しか充足されていません。

それではお伺いします。教育長は県立高校全

体の入試の志願倍率低下についてどのように受け止めておられるのか、まず現状認識をお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年度の県立高校入試における一般入学者選抜最終志願倍率は0.68倍であり、前年度と比較して0.09倍、志願者数で368名の減となっております。

今春の中学卒業者数は前年度とほぼ同数であったことから、志願倍率の低下は、高校無償化の影響が顕著に現れたものと考えております。

○脇谷のりこ議員 私は先日、複数の県立専門高校を視察し、現場の実態を直接確認してまいりました。学校の魅力化に取り組んでおられる教職員の皆様に敬意を表する一方で、施設・設備の老朽化が学校の魅力を大きく損なっているという事実を目の当たりにしました。

まず、宮崎商業高校の女子トイレです。校舎の外にトイレ棟が建っているのですが、女子トイレは4つある個室のうち2つは使用できない状態にあり、扉も相当傷んでいます。洋式化が進んでいるとはいえ、便器も施設も老朽化で使用する気にもなりません。

今日はPTAの方に傍聴にお越しいただいていますが、以前から生徒会やPTAから要望されているにもかかわらず、いまだ整備されていません。オープンキャンパスで来校した中学生が、トイレの実態を見て進学をやめるというケースもあると伺っており、施設の老朽化が学校への志願そのものを左右していることは明らかです。

学校の魅力化を語る前に、生徒が毎日安心して使える環境を整えることは、基本中の基本ではないでしょうか。しかも、女子が多い商業高校にとって、トイレは大変重要です。

また、宮崎工業高校は、ものづくり教育に力を入れ、デュアル教育を通じた地域産業との連携も進んでおり、県内就職率向上に大きな成果を上げています。一方、施設の老朽化も進んでおり、軽微な修繕は教職員や生徒が自ら行っている状況です。

宮崎商業高校のトイレをはじめとする施設の老朽化は、生徒の日常生活の質を低下させるだけでなく、学校の魅力化に深刻な影響を与えています。教育内容の充実と同時に、施設・設備の継続的な整備と予算の拡充をお願いいたします。

それではここで、県立高校の施設整備の現状と、老朽化した施設への改修対応方針について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校の施設については、令和8年4月現在、建物の全体面積の約84%が築30年以上経過しており、老朽化が進んでおります。

このため、県立学校施設個別施設計画に基づき、外壁改修など緊急性の高いものから施設改修を計画的に行い、長寿命化を図っております。

また、議員御指摘のトイレの整備については、別途確保している修繕費の中で、学校からの要望を踏まえて進めてまいります。

県立高校の施設整備については、そのほとんどが国の補助制度の対象外であることから、本県の財政事情や老朽化の状況等も踏まえ、知事からも直接国へ財政支援の要望を行っております。

今後とも、様々な財源の確保に努め、快適な教育環境の整備を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 宮商のトイレの整備、ありがとうございます。よろしくお願いします。そ

して、ぜひ国へ財政支援の強い要望をお願いいたします。

続いて、宮崎海洋高校にも伺いました。航海士をはじめとする海洋分野の専門人材を育成する、県内唯一の特色ある県立高校です。今年度、社会人女性も入学してきました。

校長から伺ったのは、国が推進するN－E・X・T・ハイスクール構想への熱い思いです。

改めて、N－E・X・T・ハイスクール構想について説明しますと、文科省が令和8年、今年2月に公表した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」において、2040年に向けた改革の方向性として正式に示された構想です。

2040年には、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、理系人材の不足が懸念されており、産業人材の育成が急務となっています。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化し、2040年には高校1年生が約36%減少する見込みで、地方の高校ほど、これまでと同じ学校配置、学科構成、教育内容を維持することが難しくなるという危機感からです。

この構想は大きく3つあります。1つ、専門高校の機能強化・高度化、2つ、普通科の在り方の転換、3つ、地理的アクセス・多様な学びの確保、この3つの類型から成ります。

そして、各都道府県に対して、今後、実行計画の策定・推進を求める方向で、改革を先導する高校をつくるため、基金を造成し、パイロットケースとして改革先導拠点を設ける仕組みも示されています。

そこでお伺いします。文科省が示した「高校教育改革に関する基本方針」のN－E・X・T・ハイスクール構想に県はどのように対応してい

くのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 議員御紹介のとおり、2040年には、デジタルやA Iの活用による技術革新により産業構造が大きく変化し、例えば事務職などのホワイトカラーの多くが余剰人員となる一方で、A Iなどの新しい技術を活用・開発できる理系人材の不足が予想されることから、国は、高校から大学及び大学院までを通した人材育成システム改革を打ち出しております。

この中で、N－E・X・T・ハイスクール構想として、各都道府県に対し、地域産業を支えるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成や理数的素養を身につけた人材の育成、地理的アクセス・多様な学びの確保を行う高校教育体制の構築を求めていることから、本県の実情や特色を生かし先導的な取組を行う拠点校を現在検討しております。

○脇谷のりこ議員 3つの類型に沿ってパイロット版となる拠点校ができるのですね。では、その取組を県内の県立高校全体に広げていく必要があると考えます。

県内の県立高校全体の魅力化のために、今後どのような方向性を考えておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 今後さらに少子化が進行する中、県立高校が将来にわたり公教育としての役割を担っていくために、今年度中に、学科改編や入学試験の見直し、多様な学びの提供など、高校改革の方向性を示す2040年を見据えた高等学校教育改革実行計画を策定することとしております。

また、先ほど答弁しましたとおり、N－E・X・T・ハイスクール構想を活用し、当該計画が示す方向性を先駆的に実行する事業を構築する

こととしております。

2040年には中学校卒業者数が約6,000人程度になることも予想されることから、将来にわたり地域や社会が求める人材の育成を行う学校として維持できるよう、各経済団体や大学、市町村等との連携を図り、県立高校の魅力化等を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 文科省が出したN-E.X.T.ハイスクール構想には、このように書かれています。

「生徒やその保護者、社会の間に、「高校はとにかく普通科」「将来就きたい職業や学びたいことより、とにかく入れる大学」などといった意識は15年後の未来にはない。生成A Iの飛躍的進化の中で、理数・デジタル的な素養が不十分な人材は求められなくなる。高校教育改革は、生徒の進路選択に大きな影響を与える保護者や学校関係者の意識改革が必要だ。その実現のために知事部局との連携も必要」とはっきり明記されていることに、国の大きな覚悟があると感じました。

それを受けて、県も、そして私たちも意識を変えて、高校教育改革に取り組んでいかなければならないと強く思った次第です。教育長、よろしく願いいたします。

続いて、発達支援体制の充実についてです。

先日、宮崎市総合発達支援センターおおぞらを視察しました。医師をはじめ多くの専門職の方々が、発達に課題のある子供と御家族を支えておられ、その役割の大きさを改めて感じました。

発達支援は早期発見・早期支援が重要ですが、どこに相談すればよいか分からないという保護者の声をよく聞きます。その役割を担っているのが「おおぞら」です。

つまり「おおぞら」は、市の施設ではありませんが、実質的には県全体の発達支援に関わる重要な役割を果たしていると言えます。

しかし近年、診察希望の子供が増加し、初診まで3か月から4か月待ちの状況が続いています。初診が増えれば再診も増えるため、待機解消には至っていません。

また、専門職の人件費負担が大きく、センターの収支は厳しく、安定的な支援継続のために県からの支援が必要との声をお聞きしました。この要望は宮崎市からも以前より出されています。

そこで、宮崎市総合発達支援センターおおぞらへの支援について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 宮崎市総合発達支援センターおおぞらは、発達障がい診断や障害児通所支援などを行っておりますが、宮崎市以外からの利用も多く、本県の障がい児の医療・福祉を支える上で重要な施設であると認識しております。

このため県では、センターで指導的な役割を担う専門職員の配置や、保育所等の職員に対し専門的な助言等を実施するための経費について、補助を行っております。

県としましては、引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、宮崎市としっかりと連携し、発達障がい児の支援体制の強化に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしく願いいたします。

宮崎市総合発達支援センターおおぞらは、就学前の子供が対象であり、小学生になると通常の医療機関での診断が必要となる場面が増えますが、宮崎県内では児童精神科医や発達障がい

の診断ができる医師が限られており、診断待ちが多いとのことでした。

そこで質問です。発達障がいの診断ができる医師の確保・育成が重要と考えますが、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 発達障がいは、早期に発見して適切な療育や支援につなげることが重要であります。現在は初診までに数か月を要しており、喫緊の課題であります。

このため県では、地域のかかりつけ医の発達障がいに対する対応能力の向上を図る研修に取り組んでおり、これまで**440**名が修了しているほか、昨年度からは、研修修了者を対象に、発達障がいを診断できる医師を育成するため、具体的な問診や判定方法などを修得する実践的な研修を行っており、**4**名が修了しております。

今後とも、地域において円滑に発達障がいの診断を受けられるよう、宮崎大学等と連携しながら、医師の確保・育成に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 先日、宮崎市教育相談センターを訪問しました。小中学生や保護者からの相談に応じ、家庭での悩みを学校につなぎ、必要な支援へと結びつける重要な役割を果たしておられます。

学校現場では、担任の先生が子供や保護者に最も近い立場で日々対応されています。しかし、発達に特性のある子供、不登校傾向にある子供、学校生活に困難を抱える子供など、支援を必要とするケースは様々であり、担任一人で抱え込むことには限界があります。

管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校全体でチームとして支援していくことが重要です。

そこで、現在、学校ではどのような体制で子供たちを支援しているのか、また、県教育委員会としてどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 全ての公立学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に支援する体制を整えております。

あわせて、障がいや特性に応じた支援の充実のため、医師や公認心理師等の外部専門家との連携も図っております。

また、教育委員会では、どの地域においても就学前から高校卒業まで切れ目のない支援が受けられるよう、各地域の拠点校に、特別支援教育の専門性が高いエリアコーディネーターを配置し、各学校への巡回指導やエリア内合同研修の企画を行うなど、学校の支援体制の充実を図っております。

今後とも、障がいや特性に応じた、一人一人に寄り添った支援の充実に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。発達支援は、幼児期から小中学校、その先の社会参加まで、切れ目なく支えていくことが必要です。宮崎県として、医療、福祉、教育をつなぎ、子供たちが自分らしく成長できる体制をつくっていただくことを要望し、この項目を終わります。

続いて、無電柱化の推進についてです。

電柱や電線を地中に埋める無電柱化は、防災上の観点からも、その重要性が高まっています。

私自身、おととしの竜巻の現場で、倒れた電柱が家屋に突き刺さっている状況を目の当たりにしました。電柱が倒れるということは、単に電気や通信が止まるというだけではなく、人の

命や住まい、生活道路を直接脅かすものであると強く感じました。

また、樹木が電線に引っかかり、強風や台風の際に「いつ停電になるのか」と心配されている医療機関からも、無電柱化を求める声をいただいております。

そこでまずは、宮崎県における無電柱化について、現在の取組状況をお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 県では、道路の防災性の向上をはじめ、安全で円滑な交通の確保、良好な景観形成の観点から、宮崎県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の整備を進めております。

これまでに、宮崎駅と橘通りを結ぶ県道宮崎停車場線をはじめ、13路線、約14.8キロメートルの整備が完了しております。

現在、市街地を通る緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進めており、基幹災害拠点病院である県立宮崎病院へのアクセス道路となる国道269号や、緊急物資等の輸送拠点である宮崎港と市街地を結ぶ県道宮崎島之内線など、県内6路線9か所、約10.5キロメートルの整備を行っております。

○脇谷のりこ議員 国においても、近年の地震、台風、豪雨などによる電柱倒壊や停電、通信障害を踏まえ、無電柱化をより一層推進する方向が示されています。

本県においても、優先順位を明確にして取り組む必要があると思います。

そこでお伺いします。防災の観点から、無電柱化は重要と考えますが、今後の県の進め方をお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 自然災害の激甚化により、台風等での電柱倒壊の危険性が高まり、救急・救命活動などの支障となることが

想定される中、無電柱化を進め、そのリスクを低減することは大変重要です。

今月、国土交通省が公表した第3次無電柱化推進計画におきましても、緊急輸送道路における整備の加速化など、無電柱化を一層推進する方針が示されたところです。

県におきましても、国の計画を踏まえ、今年度中に宮崎県無電柱化推進計画の見直しを行い、無電柱化の対象路線を新たに位置づけることとしております。

今後とも、国や市町村、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 無電柱化は、県だけでなく、電線管理者などとも協議しながら、費用面においても調整が必要になりますが、災害時の道路啓開や緊急車両の通行確保など、優先順位を明確にした計画的な取組を進めていただくよう要望いたします。

続いて、目指すべき地域医療体制についてお伺いします。

先日、宮崎県医療審議会の部会を傍聴しました。そこで宮崎大学医学部の中井教授から、将来の人口と医療需要の変化についてお話を伺いました。その内容に強い危機感を覚えました。

宮崎県では、この20年余りで病院の数も病床の数も、つまりベッドの数も減り続けており、既に医療提供体制の見直しが進んでいます。

中井教授のお話で特に印象的だったのは、「自分の住む地域の病院に入院できているか」という点です。宮崎市周辺では地域内でほぼ完結できている一方、西都・児湯地域では、入院患者の約4割が宮崎市方面まで移動している実態があります。医師や看護師の数にも地域によって大きな偏りがあります。

今後は、患者数の減少とともに、高齢者の増加により、病院での急な治療よりも、退院後に自宅や施設で受けるケア、訪問看護や介護との連携が地域医療の中心になってきます。

そこでお伺いします。県は、人口減少や高齢化に伴う入院医療需要の変化をどのように受け止め、新たな地域医療構想に反映していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 5月18日に開催した医療審議会医療計画等部会では、本県の各構想区域における入院患者推計に関して、全体的に減少傾向ではあるものの、85歳以上では増加傾向にあることや、入院患者の流出入に関しては、議員御指摘のとおり、9割以上の患者を区域内で対応している区域や、4割近くが他区域に流出している区域があるなど、違いが見られたところであり、今後の策定作業に有効なデータを関係者間で共有できたものと考えております。

新たな構想の策定に当たっては、地域医療の確保のために盛り込むべき項目や協議の進め方等について示す国のガイドラインを踏まえ、今回のデータに基づき、各構想区域の将来の医療の姿について検討を進めることとしております。

○脇谷のりこ議員 続いて、構想区域の見直しについてお伺いします。

宮崎県では、医療提供体制の基本エリアを県内7つに分けています。これを構想区域と言います。現在、この区域の見直しが検討されています。

部会では、現状維持を求める意見がある一方、人口減少や医師・看護師不足を踏まえた区域の統合や、医療ニーズに応じた柔軟な設定など、様々な意見が出ていると伺っています。

この見直しは、どこに住んでいても必要な医療とケアを受けられる体制をどう確保するか、地域医療の根幹に関わります。

そこでお伺いします。構想区域の見直しを検討することになった背景や県民生活への影響、そして検討結果がいつ示されるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 新たな地域医療構想の策定に関しましては、国から、各地域の現状・課題を把握した上で、構想区域を設定するよう示されていることから、本県においても、現在、構想区域の見直しに関する意見交換を先行して進めております。

構想区域の見直しを検討する過程の中で、現在の患者動向、人口動態、医療資源等の各地域の様々な医療事情に応じた、将来的に医療機関が担うべき機能や介護との連携、県民の医療へのアクセス状況などが明らかになるものと考えております。

今後は、来年度中の新たな地域医療構想策定に先立ちまして、今年度中に構想区域の見直し案を取りまとめたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 地域医療構想を実現するための情報提供についてお伺いします。

今回の部会傍聴を通じ、宮崎県の地域医療構想は待ったなしであり、策定するだけでなく、実現させなければならないと強く感じました。

人口減少の中で、医師・看護師は限られています。それでも県民が必要な医療を受けられるよう体制をつくる必要があります。

地域医療構想は、行政や医療関係者だけで決めるものではありません。県民が現状を知り、納得して進めることが大切です。

そこでお伺いします。県は、新たな地域医療構想を策定するに当たって、どのように県民へ

の情報提供や理解促進を行うのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新たな地域医療構想では、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、これまでの入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るため、幅広い視点で内容を検討しております。

構想の策定に当たりましては、市町村、保険者協議会、医療・介護関係者など、様々な立場の方々が参加する地域医療構想調整会議において、各地域の現状・課題を共有しながら検討を進めております。

なお、地域医療構想は、県民のこれからの医療・介護を確保していくために重要な役割を果たすものでありますので、将来の医療・介護需要や医療資源の変化などについて、県民の皆様に対し分かりやすい説明を行い、理解促進を図るとともに、地域の特性にも十分配慮しながら、丁寧に議論を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 県民の命と暮らしを守るために、実現できる地域医療構想を策定していただくことを要望して、この項目を終わります。

ちょっと早く進んでしまいましたけれども、あと1問、神楽がよいよ令和10年12月頃にユネスコ無形文化遺産登録に決定される見込みです。御存じですよね。神楽のユネスコ登録が決定されると、各地域の神楽が注目され、神楽の保存・継承に向けた取組がなされることを期待しています。

私は、毎年2月から3月の早期水稻の田植前に行われる春神楽を楽しみに、各地域を回って鑑賞しています。今年は佐藤副知事をお誘いしたところ、生目神社の春神楽にお越しいた

しました。始まった午後2時から終わりの「田の神」まで約9時間半、夜の11時半過ぎまで付き合ってくださいました。地元の方々も大変喜んでおられました。一緒に焼酎を飲みながら、もちろん途中、知事も来られたんですけれども、途中で帰られましたね。

佐藤副知事は最後までおられまして、私も帰れなかったんですけれども、でも、それだけ好きなんだなと思ったところです。本当にありがとうございました。

このたび国にお帰りになる佐藤副知事に、最後に、宮崎の神楽を鑑賞された感想とユネスコ登録に向けた思いをお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 本年3月に議員よりお誘いいただいた生目神楽のほか、この3年間の間、高千穂の夜神楽、それから銀鏡神楽なども、全て最後まで鑑賞させていただいております。その文化的・歴史的価値の高さはもちろんですけれども、純粋に面白いというふうに感じているところです。そして、何より継承の御苦労を抱える中で、地域の皆様の情熱に深く感銘を受けたところでございます。

本県には約200の神楽が継承されており、これらは、地域固有の風土や人々のつながりによって育まれ、それぞれの土地で守り継がれてきた貴重な文化資源であり、県民の誇りや郷土愛の源として、末永く未来に引き継いでいかなければならないと考えております。

県では、令和10年の神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向け、神楽保存会等で構成する全県的な組織を新たに設立するとともに、神楽公演については、例年の東京に加えて、今年度からは初めて海外でも開催するなど、機運醸成に資する取組を強化しているところです。

こうした取組が実を結び、神楽の文化的・歴

史的価値の磨き上げや保存・継承、さらには神楽を核とした地域の活性化が図られることを心から期待しております。

○脇谷のりこ議員 もっと宮崎に対して言われるのかと思ったんですけども、本当に3年間ありがとうございました。国に帰られましても、宮崎のことをよろしくお願いします。そして、宮崎にたくさんのお金を引っ張ってきていただきますように、よろしくお願いいたしますします。

私も途中、早口になってしまいまして、こんなに時間が余ってしまったのは初めてでございますけれども、高校教育改革、そして地域医療構想、全て人口減少と高齢化によって、今ちょうど過渡期なんだということがよく分かりました。これから私たちの意識を変えていかなければならない、だからこそ実施計画もつくって、それを実行していかなければならない、そう強く思ったところです。

これから県の皆様方におかれましては、いろんな実施計画、実行計画をつくるに当たって、県民の方々がどう思われるかというふうに考えられるかもしれませんが、でもこれは仕方のない改革であるというか、人口減少への適応策であると思っていただきまして、この実施計画を実効ある改革として進めていただきますようお願いして、私の全部の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会